

奥多摩町いのち支える自殺対策計画 第2期

2024(令和6)年度～2028(令和10)年度



2024年(令和6年)3月

奥多摩町

奥多摩町のいち支える自殺対策計画（第2期）の策定にあたって

我が国では、1988（平成10）年に年間の自殺者数が初めて3万人を超えて以降、高い水準が続いていました。それまでは「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として捉えられるようになり、2006（平成18）年に「自殺対策基本法」が、翌2007（平成19）年に「自殺総合対策大綱」が制定され、本格的な自殺対策が開始されました。その後、自殺者数は減少を続けていましたが、依然として2万人を超えている状況が続いていたため、2016（平成28）年には「自殺対策基本法」が、翌2017（平成29）年に「自殺総合対策大綱」が改正され、地方自治体は自殺対策計画を策定することとされました。



町では、2010（平成22）年より国の交付金を活用して、普及啓発用のリーフレットの作成やゲートキーパー養成講座をはじめとする事業を開始、2019（平成31）年には「奥多摩町のいち支える自殺対策計画」を策定し、本格的に自殺対策に取り組んでおります。

取り組み開始以降、自殺者数は減少傾向となり、2018（平成30）年には初めて町内自殺者数0人を達成しましたが、その後は、依然として毎年数名の住民の方が自ら命を絶たれているという現実があります。また、来町者の自殺者数は住民の自殺者数を大きく上回っており、「観光立町」を標榜する町としては、住民はもとより来町者を含めた自殺対策を進めることが喫緊の課題となっています。

こうした現状を踏まえ、自殺対策を総合的に推進するため、2018（平成30）年に町内外の幅広い関係機関や団体で構成する「奥多摩町のいち支える自殺対策推進協議会」を、庁内機関である「奥多摩町のいち支える自殺対策推進委員会」を設置し、関係機関との連携ネットワークの構築や、庁内での自殺対策を効果的に推進するため、協議してまいりました。

この計画では、令和4年に閣議決定された国の第4次自殺対策大綱や、令和5年に策定された東京都の第2次自殺総合対策計画を踏まえ、第1期の計画から引き続き、基本理念を「気づきあい 支えて守る 尊いいのち」とし、毎年、住民の自殺者数0人を目指します。また、5つの基本方針により「生きることの包括的な支援」として地域全体で自殺対策に取り組み、自殺者を生み出さないよう、関係機関や団体をはじめ、住民皆様のご協力のもと、自殺対策を推進してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました奥多摩町のいち支える自殺対策推進協議会の委員の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました住民皆様に心から感謝申し上げます。

2024（令和6）年3月

奥多摩町長 師岡伸公

【目次】

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の評価	3
第2章 計画策定の体制	4
1. 奥多摩町のいち支える自殺対策推進協議会による審議	4
2. 「奥多摩町自殺対策に係る生活状況や心の健康等に関する住民アンケート調査」の実施	4
3. パブリックコメントの実施	4
第3章 国や都の取組	5
1. 国の取組（第4次自殺総合対策大綱）	5
2. 都の取組（東京都自殺総合対策計画（第二次））	7
第4章 奥多摩町の自殺の現状と課題	8
1. 奥多摩町の現状	8
2. 「自殺対策に係る生活状況や心の健康等に関する住民アンケート調査」の実施	12
3. 第1期計画での奥多摩町の取組と評価	17
4. 奥多摩町の課題	21
第5章 基本的な考え方	23
1. 基本理念	23
2. 基本方針	24
3. 計画の数値目標	25
4. 計画の体系	26
第6章 自殺対策推進のための取組	27
基本方針1 自殺対策強化に向けた全町的な取組の推進	27
（1）自殺対策の周知とネットワークの強化	27
（2）自殺対策を支える人材の育成	31
基本方針2 社会や経済環境の変化にも対応する自殺防止対策の強化	33
（1）こころの健康づくりの支援	33
（2）生きる支援の強化	37
基本方針3 超高齢社会を見据えた自殺防止への取組の強化	40
（1）高齢者の自殺防止の強化	40
基本方針4 次代を支える子どもへの自殺対策の強化	43
（1）学校や家庭での自殺防止の強化	43

基本方針 5	明るく・自殺をさせないまちづくり	45
	(1) 自殺をしない・させない環境づくり	45

第7章 計画の推進47

1. 計画の推進体制	47
(1) 地域ネットワーク	47
(2) 関係機関や団体等の役割.....	47
2. 本計画を推進するネットワーク.....	48
3. 緊急時における対応フローチャート（声かけ運動）	49

資料編50

1. 奥多摩町のいち支える自殺対策推進協議会設置要綱.....	50
2. 奥多摩町のいち支える自殺対策推進協議会委員名簿.....	52
3. 奥多摩町のいち支える自殺対策推進委員会設置要綱.....	53
4. 奥多摩町のいち支える自殺対策推進委員会委員名簿.....	55
5. 策定の経過.....	56
6. 自殺対策基本法.....	57

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成 18 年に、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、併せて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、日本で自殺対策に関する初めての法律である自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行されましたが、その翌年、平成 19 年には、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定されました。

自殺総合対策大綱は、平成 24 年に初めて全体的な見直しが行われ（第 2 次大綱）、平成 29 年には、基本法の改正や国の自殺の実態を踏まえ、大綱の抜本的な見直しが行われ（第 3 次大綱）ましたが、平成 29 年に行われた大綱の見直しから 5 年が経過した令和 4 年 10 月には、新たな大綱である第 4 次自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

この第 4 次大綱に盛り込まれた国が実施する施策の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、東京都は令和 5 年 3 月に「第 2 次東京都自殺総合対策計画」を策定したところです。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因が重なりあい、自殺に至っている実態があることから、自殺対策は精神保健の対人支援だけでなく、社会全体で推進していくべきものであるということができます。

そのような情勢から、町においても平成 31 年 3 月に「奥多摩町いのち支える自殺対策計画」を策定し、「気づきあい 支えて守る 尊いいのち」の理念のもと、地域や関係機関の協力を得て自殺対策に係る各種事業を実施してまいりました。ここで、計画期間が令和 6 年 3 月末で満了するため、これまでの自殺対策事業を振り返りつつ、町の現状や社会情勢の変化を捉え、更なる自殺対策事業の推進につながるよう、「奥多摩町いのち支える自殺対策計画（第 2 期）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定される計画となります。

【参考：自殺対策基本法（部分）】

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

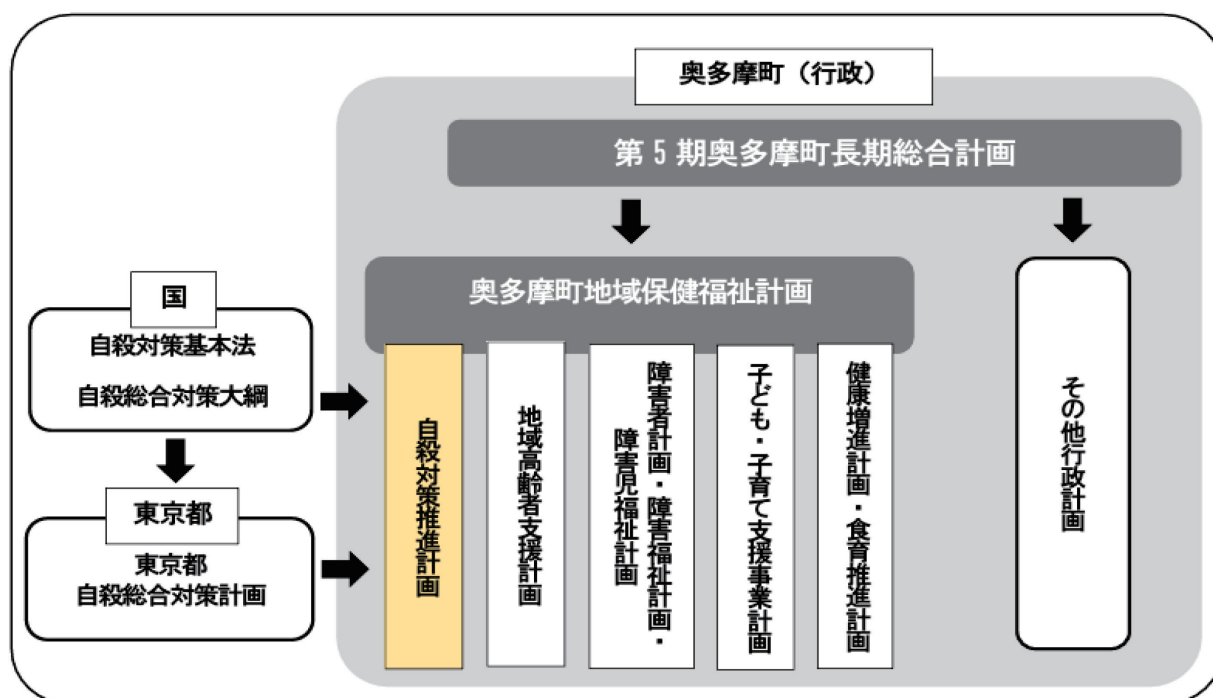
（都道府県自殺対策計画等）

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

また、自殺総合対策大綱の基本理念に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものであるとともに、「奥多摩町長期総合計画」及び「奥多摩町地域保健福祉計画」の個別計画と位置付けられ、本町の保健・福祉に関連する計画や、東京都自殺対策計画との整合を図りながら策定するものです。

なお、第 5 期奥多摩町長期総合計画は令和 6 年度が最終年度であり、令和 7 年度を始期とする次の第 6 期長期総合計画（以下、次期長計）との整合は、令和 11 年度を始期とする第 3 期奥多摩町いのち支える自殺対策計画においても図るものでありますが、次期長計が大きく見直された場合、奥多摩町いのち支える自殺対策推進協議会において、あらためて協議のうえ、本計画を見直すものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。
ただし、法制度等の新たな改正があった場合には、適宜見直しを行い、それに対応することとします。

併せて、2027（令和9）年度を始期とする、「第4期奥多摩町健康増進計画」における「このころの健康」に関する取組等に反映の上、連携しながら推進するものとします。

【図】本計画の期間

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
奥多摩町長期総合計画					第6期					
奥多摩町地域保健福祉計画					第6期					
奥多摩町いのち支える自殺対策計画							第3期（予定）			
奥多摩町健康増進計画・食育推進計画				第4期						

4. 計画の評価

本計画で示す目標を達成するためには、住民や国・東京都・関係機関等の理解と協力を得ながら着実に各種施策の推進を図ることが重要であり、目標設定にあたっては、できるだけ数値化した指標を用いて計画の進捗状況の見える化を図ります。

また、達成進捗状況については、毎年度確認評価を行いつつ、最終年度には施策の推進に反映させるため総合的な評価を行います。

なお、評価にあたっては、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のマネジメントサイクルによって、施策・事業を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。



第2章 計画策定の体制

1. 奥多摩町のいち支える自殺対策推進協議会による審議

本計画の策定にあたっては、「奥多摩町のいち支える自殺対策推進協議会」において、全3回にわたって審議した結果を反映することとしています。

奥多摩町のいち支える自殺対策推進協議会の委員は、奥多摩町議会、奥多摩町社会福祉協議会、警視庁青梅警察署、東京消防庁奥多摩消防署、奥多摩町立小・中学校長会、奥多摩町自治会連合会、奥多摩町民生・児童委員協議会及び公募委員等で構成しています。

2. 「奥多摩町自殺対策に係る生活状況や心の健康等に関する住民アンケート調査」の実施

本調査は、「奥多摩町のいち支える自殺対策計画（第2期）」の策定に向けて、住民の自殺に対する意識や、心の健康づくりの状況、町の施策に対する意見などを把握し、策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

① 実施状況

対象者	町内在住の16歳以上の男女 800人（住民基本台帳より無作為抽出）
実施時期	令和5年7月1日（土）～令和5年7月22日（土）
配布・回収方法	郵送による発送・回収

② 回収結果

	配布数	回収数	回収率
内訳	800	322	40.3%

3. パブリックコメントの実施

奥多摩町においては、より多くの住民の皆様からのご意見を反映させるため、パブリックコメントを以下のとおりを実施しました。

① 実施状況

対象者	全住民
実施時期	令和6年1月17日（水）～令和6年1月26日（金）
実施方法	町のホームページでの計画案の記載と閲覧、子ども家庭支援センター、奥多摩町本庁舎、奥多摩町保健福祉センターでの計画案の配置と閲覧
提出方法	福祉保健課への書面等の提出、郵便、ファックス、電子メール

② 実施結果

パブリックコメントを実施した結果、住民の皆様からのご意見はありませんでした。

第3章 国や都の取組

1. 国の取組（第4次自殺総合対策大綱）

国は、自殺対策の指針として新たな「自殺総合対策大綱」を令和4年10月に閣議決定し、その基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としました。

そして、自殺総合対策の基本方針として、以下の6点が掲げられています。

〔自殺総合対策の基本方針〕

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

新たな大綱では、副題として「子ども・若者、女性の自殺対策の強化など総合的な自殺対策の更なる推進」を掲げており、「子ども・若者」「女性」が新たなキーワードとして示されていますが、新たな大綱のポイントとして、以下の4点が掲げられています。

〔新たな大綱のポイント〕

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

そして、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標に掲げています。

平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下 ※令和2年：16.4

そのため国は、自殺総合対策大綱における「自殺の現状と自殺総合対策における基本認識」及び「自殺総合対策の基本方針」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、以下の重点施策を設定しています。

〔重点施策〕

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

出典：厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/content/001000843.pdf>)

2. 都の取組（東京都自殺総合対策計画（第二次））

「東京都自殺総合対策計画（第二次）」の概要は以下の通りです。

計画の位置付け	自殺対策基本法第 13 条に基づく「都道府県自殺対策計画」
計画の期間	令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間
数値目標	国の自殺総合対策大綱における全国の数値目標に合わせ、引き続き、都においても令和 8 年までに、自殺者数及び自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを目標として設定 平成 27 年の自殺者数 2,290 人→令和 8 年までに 1,600 人以下 平成 27 年の自殺死亡率 17.4→令和 8 年までに 12.2 以下 ※自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数
今後の取組の方向性と施策	12 の分野で 100 施策を計画に掲げ、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「生きることの包括的な支援」として、関係機関や関係団体、区市町村と連携を図りながら、自殺対策を推進

都の自殺の現状やこれまでの取組を踏まえ、本計画の計画期間中においては、特に次の 6 項目に集中的に取り組むこととしています。

〔今後の自殺対策の基本的な考え方〕

1. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、継続的に支援する
2. 悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化する
3. 働き盛りの男性が孤独・孤立を深めることなどにより、自殺に追い込まれることを防ぐ
4. 困難を抱える女性への支援を更に充実する
5. 児童・生徒・学生をはじめとする若年層が自殺に追い込まれることを防ぐ
6. 遺された方への支援を強力に推進する

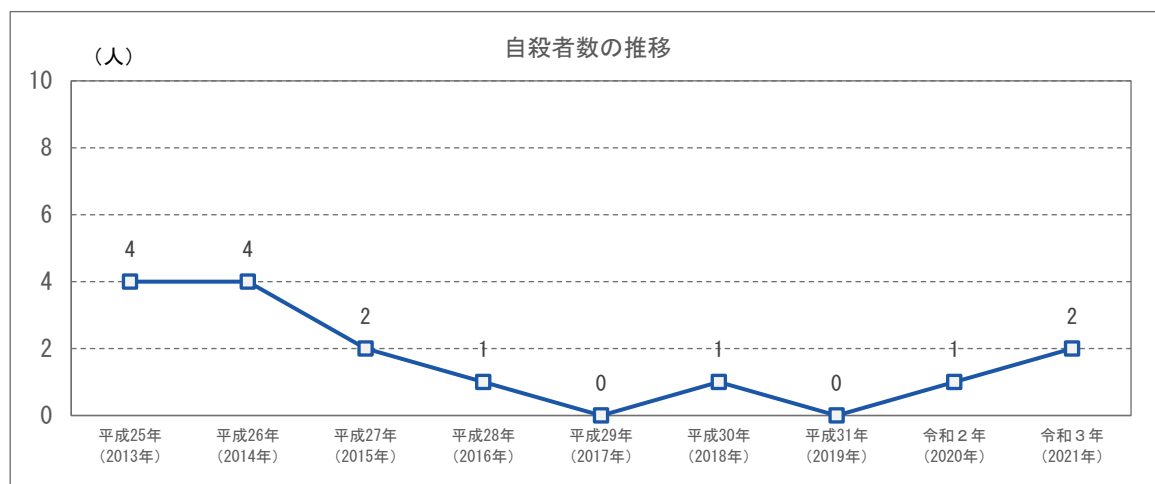
第4章 奥多摩町の自殺の現状と課題

1. 奥多摩町の現状

① 自殺者数の推移

人口動態統計に基づく本町の自殺者は、年によって増減を繰り返しながら、第1期奥多摩町いのち支える自殺対策計画が始まった平成29（2017）年が0人、平成30（2018）年が1人、平成31（令和元、2019）年が0人、令和2（2020）年が1人、令和3（2021）年が2人となっています。

【自殺者数の推移】

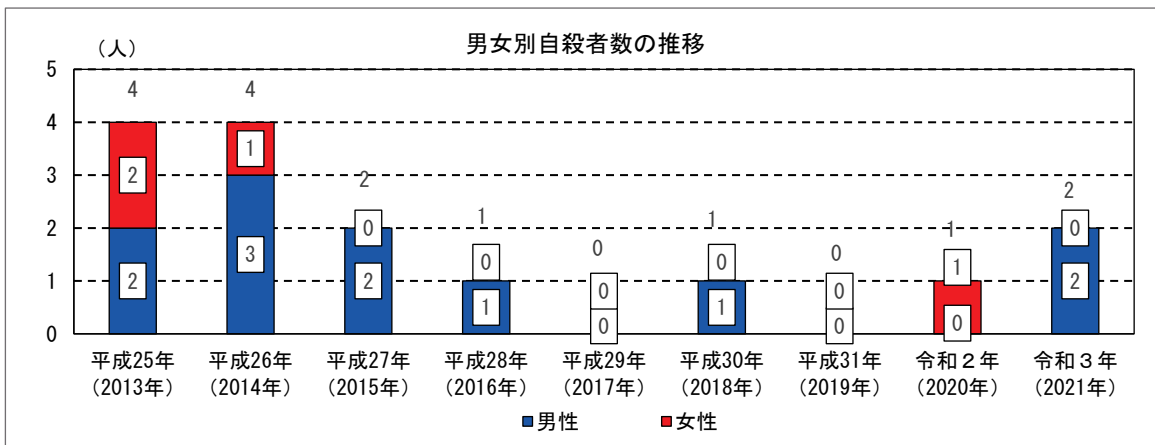


資料：厚生労働省「人口動態統計」

② 男女別自殺者数の推移

本町の平成25（2013）年以降の男女別自殺者数の推移をみると、自殺者数は少ないことに留意する必要がありますが、男性の自殺者が女性に比べ目立つ傾向となっています。

【男女別自殺者数の推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

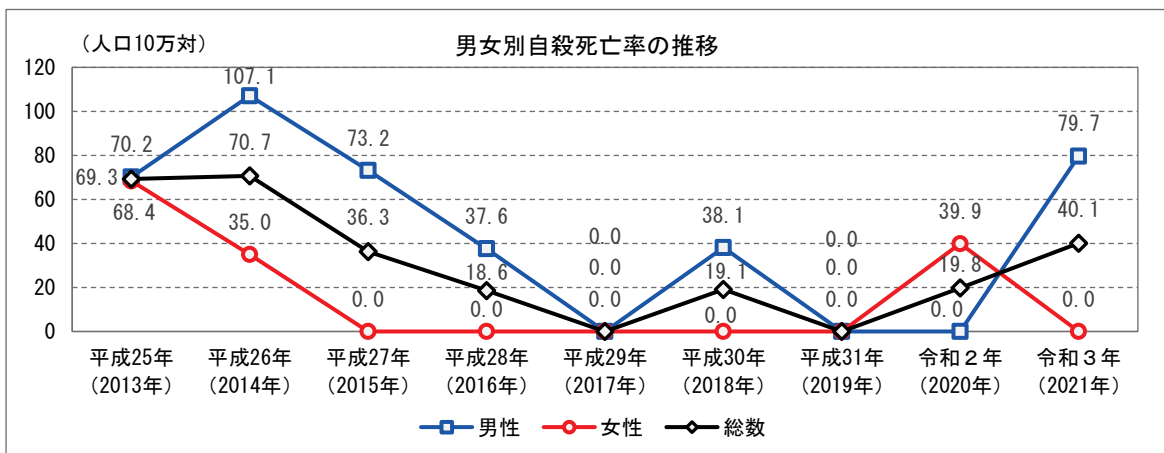
③ 自殺死亡率の推移

人口動態統計に基づく本町の自殺死亡率は、年によって大きく異なっています。

2013（平成 25）年以降の自殺死亡率をみると、自殺者が発生していない平成 29（2017）年と平成 31（2019）年は 0.0%ですが、例えば平成 26（2014）年の男性の自殺死亡率が 107.1 人、令和 3（2021）年が 79.7%と非常に高い死亡率となっています。

しかし、死亡者数としては 2～3 名であり、これは、自殺死亡率が人口 10 万人とした場合の自殺者数の割合であることから、人口が少ない自治体である本町では、自殺者数の増減が自殺死亡率に大きく反映してしまうことに留意する必要があります。

【男女別自殺死亡率の推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

【参考】人口動態統計（厚生労働省）と自殺統計（警察庁）について

自殺者数は、人口動態統計に基づくものと自殺統計に基づくものの2通りの統計数値があります。

■調査対象の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、日本における日本人を対象としています。

警察庁の「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む）を対象としています。

■調査時点の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、住所地を基に死亡時点で計上しています。

警察庁の「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。

なお、いずれの統計も暦年（1月から12月まで）の統計です。

■事務手続き上（訂正報告）の差異

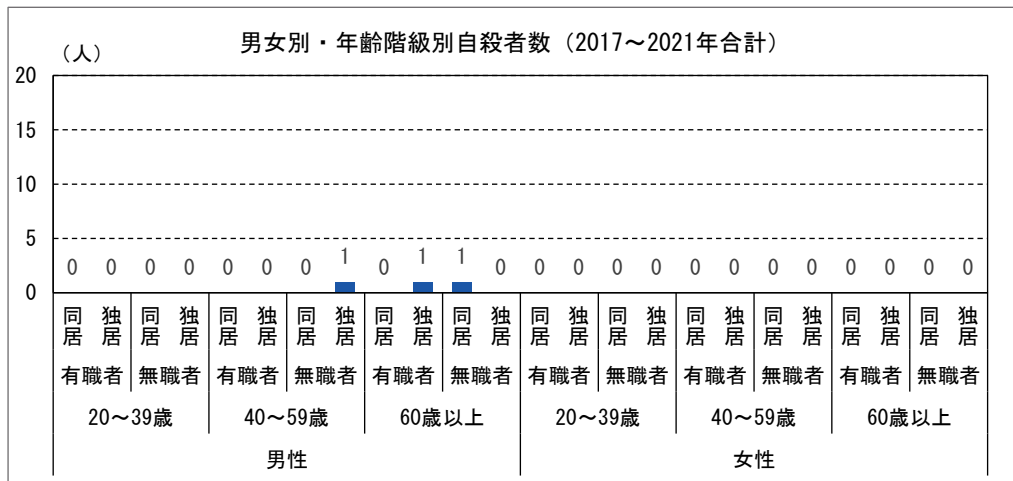
厚生労働省は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理をしており、死亡診断書等について作成者からの自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁は、死体発見時に自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときには、検視調査または死体見聞調書が作成されるのみですが、その後の調査等により自殺と判明したときは、その時点で計上しています。

④ 男女別・年齢階級別自殺者数

警察庁自殺統計でみると、平成 29（2017）年から令和 3（2021）年における男女別・年齢階級別自殺者数はほとんどいない結果となっており、傾向は読み取れない結果となっています。ただし、男性の中高年齢層の自殺者がそれ以前からも発生していることに留意が必要です。

【男女別・年齢階級別自殺者数（平成 29（2017）年～令和 3（2021）年合計）】



資料：警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省にて特別集計

⑤ 有職者（勤労者・経営者）の自殺者数

平成 29（2017）年から令和 3（2021）年にかけての、有職者（勤労者・経営者）の自殺者数は 1 人となっており、その内訳は「自営業・家族従事者」が 0 人、「被雇用者・勤め人」が 1 人となっており、勤労者の自殺が発生しています。

〔有職者の自殺の内訳（自殺日・住居地、H29（2017）～R3（2021）年合計）〕

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	0	0.0%	17.5%
被雇用者・勤め人	1	100.0%	82.5%
合計	1	100.0%	100.0%

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル【2022 版】」

⑥ 高齢者の自殺者数

平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年にかけての、60 歳代以上の高齢者の自殺者数は 2 人となっています。

〔高齢者の自殺の内訳（自殺日・住居地、H25～29 合計）〕

性別	年齢階級	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60 歳代	0	1	0.0%	50.0%	14.0%	10.4%
	70 歳代	1	0	50.0%	0.0%	15.0%	8.0%
	80 歳以上	0	0	0.0%	0.0%	11.5%	5.0%
女性	60 歳代	0	0	0.0%	0.0%	8.7%	2.8%
	70 歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.1%	4.3%
	80 歳以上	0	0	0.0%	0.0%	6.9%	4.3%
合計		2		100%		100%	

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル【2022 版】」

⑦ 町域内の自殺者数

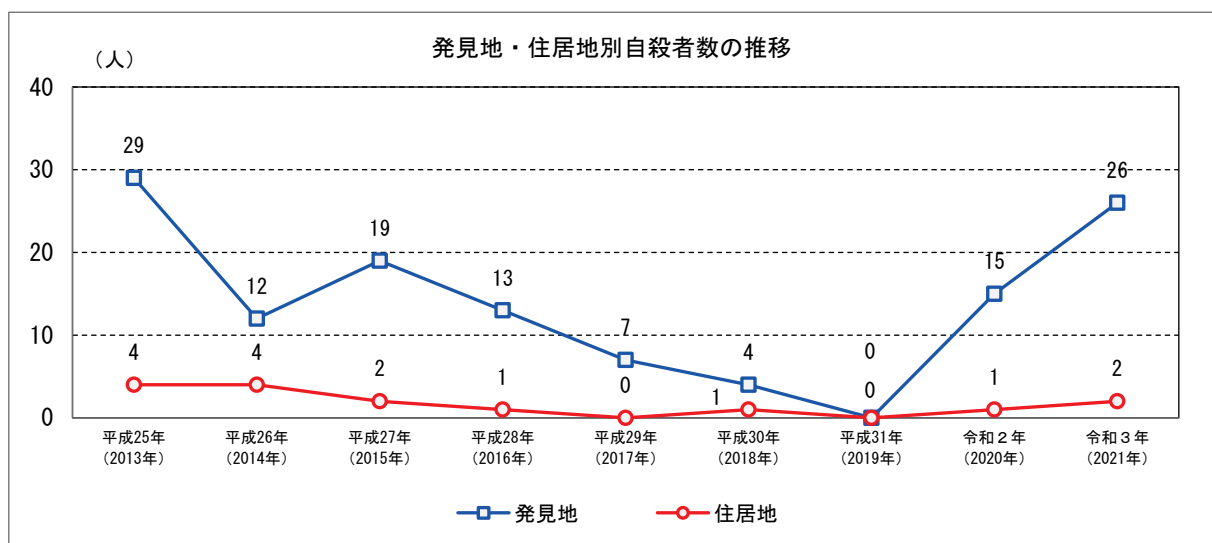
自殺統計でみると、発見地・住居地別の自殺者数は、第 1 期計画が始まった平成 29 (2017) 年以降においても住居地（奥多摩町民）自殺者が少なくなっています。

一方、発見地（奥多摩町内で発生）自殺者は、平成 25 (2013) 年には 29 人と非常に多い状況でしたが、第 1 期計画が始まった平成 29 (2017) 年では 7 人とどまり、平成 30 (2018) 年では 4 人、平成 31 (令和元、2019) 年では 0 人となりました。

しかし、令和 2 (2020) 年以降は増加に転じ、令和 2 (2020) 年には 15 人、令和 3 (2021) は 26 人となっています。

従来、本町では住居地自殺者に比べ発見地自殺者が多い状況が続いており、依然として奥多摩町が「自殺する場所」となっているといえます。

【発見地・住居地別自殺者数の推移】



2. 「自殺対策に係る生活状況や心の健康等に関する住民アンケート調査」の実施

本調査は、「奥多摩町いのち支える自殺対策計画（第2期）」の策定に向けて、住民の方々の状況や意識について調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

〔調査の概要〕

■ 調査手法

- (1) 調査地域：奥多摩町全域
- (2) 調査対象：町内在住の16歳以上の男女
- (3) 対象者数：800人
- (4) 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- (5) 調査方法：郵送法（郵送配布・郵送回収）
- (6) 調査期間：令和5年7月1日～令和5年7月22日

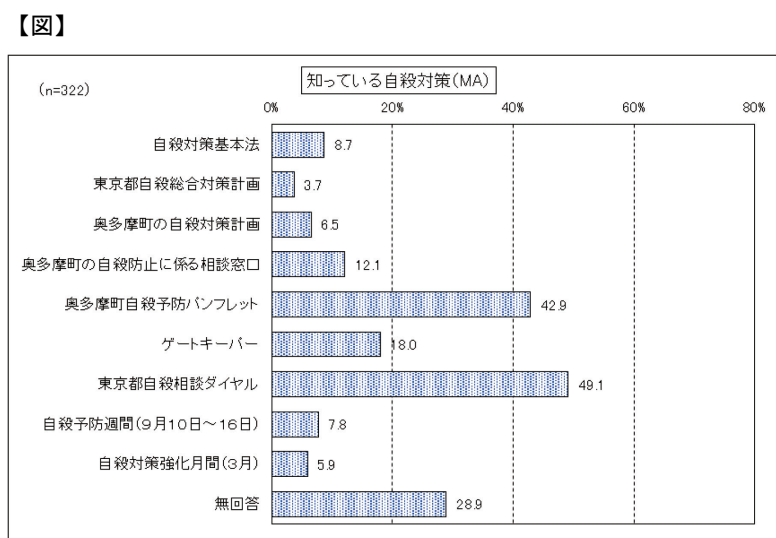
■ 回収状況

	票数	回収率
配布数	800	—
回収数	322	40.3%

その中で、「心の健康等」に関する結果は以下の通りとなっています。

① 知っている自殺対策

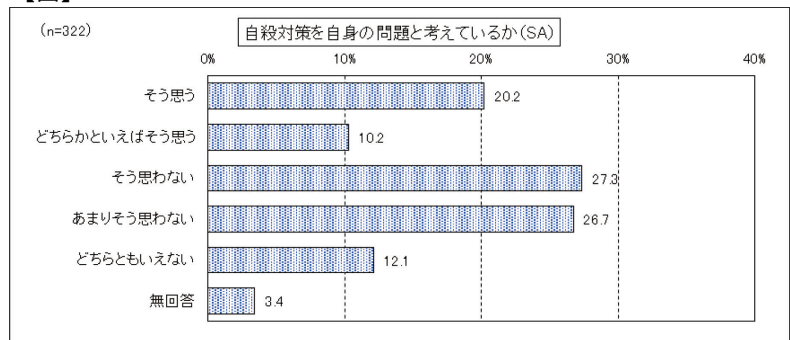
自殺対策に関する事柄で知っていることは、「東京都自殺相談ダイヤル」、「奥多摩町自殺予防パンフレット「気づいていのちの大切さ」」、「ゲートキーパー」、「奥多摩町の自殺防止に係る相談窓口」等への回答が多くなっています。



② 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うか

自殺対策が自分自身に関わる問題かについて、「(どちらかといえば) そう思う」が 3 割強、「(あまり) そう思わない」が 5 割強となっており、回答者の半数が自分自身に関わる問題ではないと考えています。

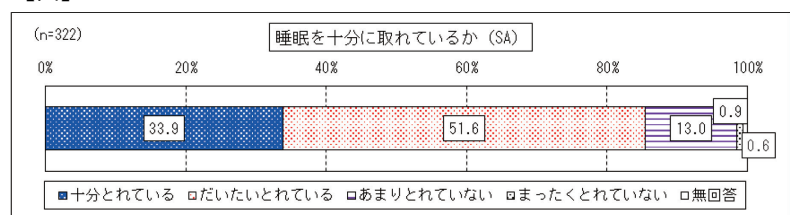
【図】



③ 睡眠について

こころの健康を維持するためには十分な睡眠が必要といわれていますが、睡眠を「とれている」は 8 割を超えている一方で、「とれていない」も 1 割を超えています。

【図】

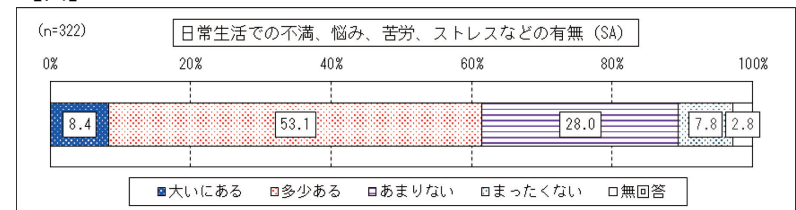


④ 日常生活での不満とその内容

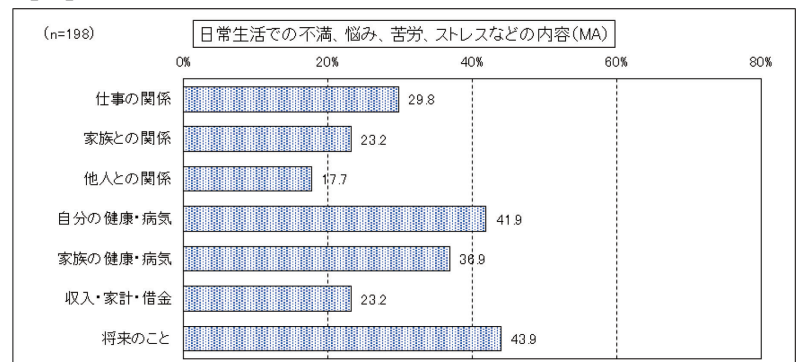
日常生活で不満を抱えている方は、6 割を超えています。

不満の内容としては、「将来のこと」、「自分の健康・病気」、「家族の健康・病気」、「仕事の関係」、先行きや仕事という、個人ではなかなか解決できないことにも不満が多いという結果となっています。

【図】



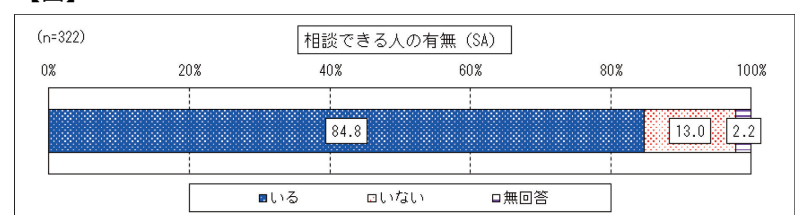
【図】



⑤ 悩みやストレスを感じた時、相談できる人の有無

悩みやストレスを感じた時、相談できる人がいるのは 8 割を超える一方、いない人は 1 割程度となっています。

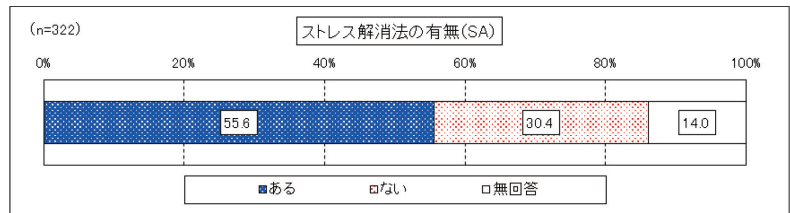
【図】



⑥ ストレス解消法の有無

自分に合ったストレス解消法を「ある」とした回答者は 5 割を超え、「ない」とした回答者は 3 割となっています。

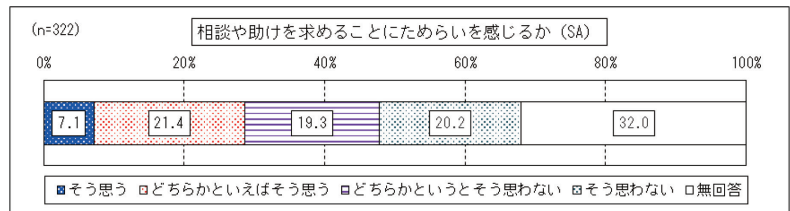
【図】



⑦ 相談や助けを求めることへのためらい

悩みやストレスに関して、誰かに相談や助けを求めることへのためらいは、「ためらいを感じる」が 3 割弱、「ためらいを感じない」が 4 割弱となっています。

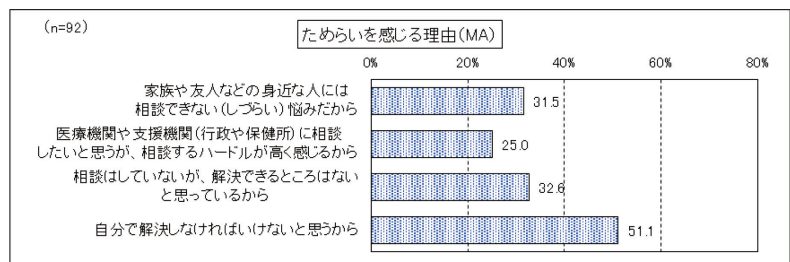
【図】



⑧ 相談や助けを求めることへのためらいを感じる理由

誰かに相談や助けを求めることにためらいを感じる理由として、「家族や友人などの身近な人には相談できない（しづらい）悩みだから」や「相談はしていないが、解決できる場所はないと思っているから」への回答が高くなっています。

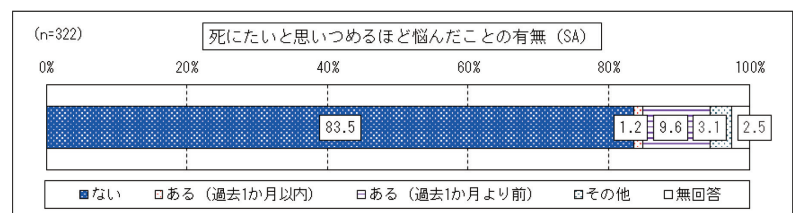
【図】



⑨ 死にたいと思いつめているほどの悩みの有無

今までに死にたいと思いつめるほど悩んだことがあるかについて、「過去 1 か月以内にある」が 1.2%、「過去 1 か月より前にある」が 9.6%となっており、死にたいと思いつめるほど悩んだことがある回答者は 10.8%と 1 割強となっています。

【図】

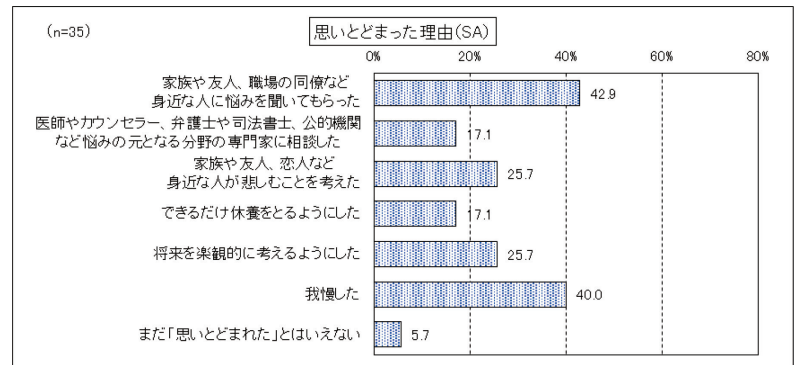


⑩ 自殺を思いとどまった理由

今までに死にたいと思いつめるほど悩んだとき思いとどまった理由は、「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」、「我慢した」、「将来を楽観的に考えるようにした」等となっています。

なお、「まだ「思いとどまれた」とはいえない」への回答もある結果となっています。

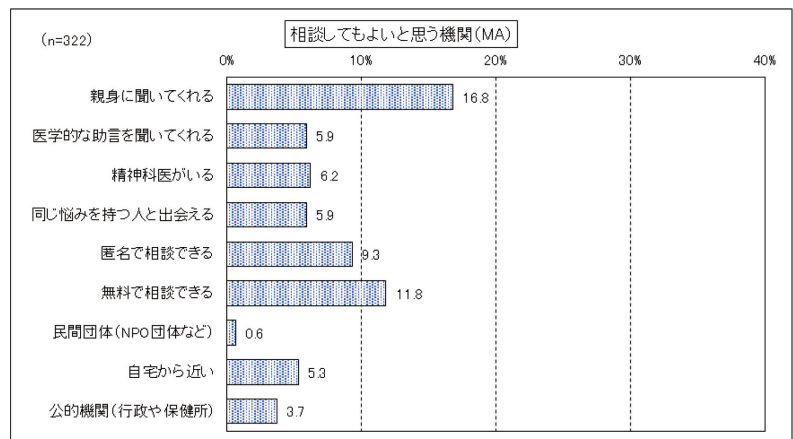
【図】



⑪ 相談したい機関

相談したい機関として、「親身に聞いてくれる」、「無料で相談できる」、「匿名で相談できる」への回答割合が高い結果となっています。

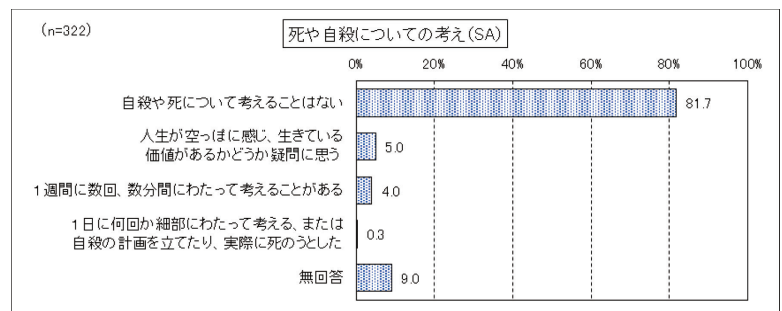
【図】



⑫ 死や自殺についての考え

「人生が空っぽに感じ、生きている価値があるかどうか疑問に思う」や「自殺や死について、1週間に数回、数分間にわたって考えることがある」への回答がみられるほか、非常に僅かですが、「自殺や死について、1日に何回か細部にわたって考える、または具体的な自殺の計画を立てたり、実際に死のうとしたことがあった」への回答もある結果となっています。

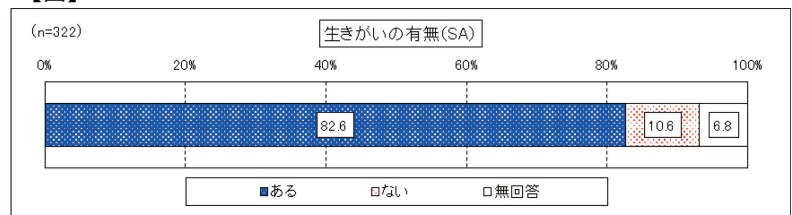
【図】



⑬ 生きがいの有無

生きがい（好きなこと、楽しいと思えること、一生懸命になれること）が「ある」とした回答者は8割を超えています。

【図】

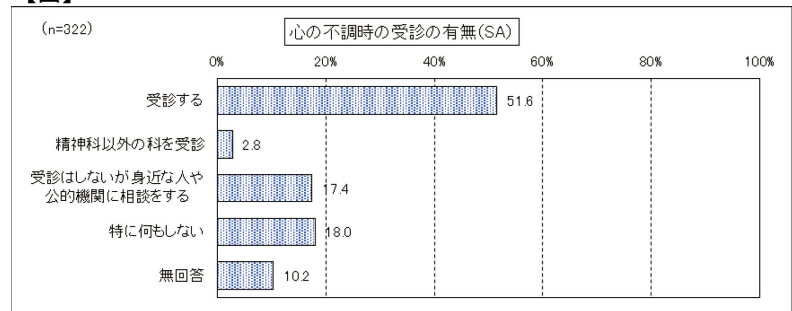


⑭ 心の不調時の受診の有無

心の不調が続く場合、「受診する」は半数を超えますが、「精神科以外の科を受診」、「受診はしないが身近な人や公的機関に相談をする」への回答もみられます。

一方、「特に何もしない」が2割弱の回答結果となっています。

【図】



3. 第 1 期計画での奥多摩町の取組と評価

第 1 期の計画においては、8 つの基本方針に基づき 20 の施策の方向（主要施策）を展開してきましたが、計画期間における取組内容と各指標に基づく評価は以下の通りです。

※なお、下表における評価基準は、

A：予定通り実施済

B：目標達成に向け進行中

C：予定通り実施できず、目標達成が困難

としています。

基本方針 1 地域の自殺防止ネットワークの強化

施策の方向（主要施策）	取組項目	評価	総括
1-1 自殺防止対策強化に向けた協議機関との連携	○いのちを支える自殺対策推進協議会との連携・協議 ○いのちを支える自殺対策推進委員会の開催 ○地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携 ○民生・児童委員協議会との連携	C	協議会は 2 回開催し計画の進捗状況や新規事業の運営について会議を実施したが、令和 2～4 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会及び委員会共に未実施。
1-2 町内におけるネットワークの強化	○民生委員、保健推進員等によるサポート体制の充実 ○奥多摩病院と関連機関との連携強化 ○地域包括ケアシステムと連携した情報の共有化 ○ゲートキーパーの役割を担う地域包括支援センターの充実 ○ゲートキーパーの役割を担う各種ボランティアの育成 ○防犯活動等と連動した見守りの強化	C	令和 2～4 年度においては新型コロナウイルス感染症のため未実施だが、令和 5 年度は実施の予定。 また、対応時の連携や情報の共有がとれる体制は引き続き実施する。

基本方針 2 自殺対策の周知と啓発

施策の方向（主要施策）	取組項目	評価	総括
2-1 自殺防止に向けた住民への周知	○健康づくり推進協議会等での自殺防止意識の醸成 ○町ホームページ等で自殺防止に向けた情報発信 ○男女共同参画イベント等での自殺防止意識の醸成と情報の提供 ○人権重視の視点からの自殺防止対策の推進	A	9 月と 3 月の自殺対策強化月間にホームページによる自殺予防の普及啓発を実施。
2-2 自殺防止に向けた資料の充実と周知	○自殺防止リーフレットの全戸配布による啓発活動の強化 ○図書館等での自殺防止に関連する資料の充実と情報提供 ○行政等が発行する刊行物による自殺対策の普及啓発	A	パンフレットを作成し、全戸への配布と町施設に設置。 町民の標語を活用した自殺予防の啓発を実施。

基本方針 3 自殺対策を支える人材の育成

施策の方向（主要施策）	取組項目	評価	総括
3-1 職員等への研修の実施	○身体・知的障害者相談員へのゲートキーパー養成講座の実施 ○公的機関の事業に携わる方へのゲートキーパー養成講座の実施 ○町職員へのゲートキーパー研修の実施 ○職員のストレスチェックの実施	C	新型コロナウイルス感染症により開催が難しい状況が続いたため、令和2・3年度は未実施となったが、令和4年度末から講座を開催している。
3-2 住民への研修等の実施	○ゲートキーパー養成講座の参加促進 ○緊急通報・火災安全システムの駆けつけ協力員へのゲートキーパー養成講座の参加促進 ○住民が参加する講演会等での自殺防止意識の醸成・研修等の実施	C	新型コロナウイルス感染症により開催が難しい状況が続いたため、令和2・3年度は未実施となったが、令和4年度末から講座を開催している。

基本方針 4 こころの健康づくりの支援

施策の方向（主要施策）	取組項目	評価	総括
4-1 健康づくり活動の充実	○心の健康に関する普及啓発活動の充実 ○健康相談での自殺リスクの把握 ○心の健康につながる運動への住民参加の促進 ○各種健（検）診・指導等の機会を活用した自殺リスク者の発見	C	新型コロナウイルス感染症により開催が難しい状況が続いたため、令和元・2年度は未実施となったが、令和3年度末から実施しており、目標達成は難しいが定期的な開催をしている。
4-2 うつ病を防ぐ健康づくりの支援	○乳幼児健診や家庭訪問の機会を活用した自殺リスクの発見 ○妊娠・出産・育児に伴う不安の解消によるうつ病の防止 ○特定健康診査・保健指導結果の適切な活用	A	全件訪問ができており、全件把握し必要な介入を実施。
4-3 子どものこころの健康づくりの支援	○関係機関との連携した支援の推進 ○子どもの発達等を相談できる環境づくり ○要保護児童対策地域協議会における情報共有の推進	A	保育園巡回から、子ども家庭支援センターでの相談に事業形態を変更。 相談状況を考慮しての変更であり、回数も維持できている。
4-4 障害者等のこころの健康づくりの支援	○障害者への生活支援の充実 ○障害者（児）への虐待防止と権利擁護 ○地域活動支援センターとの連携 ○精神障害者等への相談等、対応の充実 ○ひきこもり者対策の推進	B	相談は電話相談が多く、5年間の目標達成が困難な状況ではあるが、その後訪問を実施するケースも多い。 新型コロナウイルス感染症の状況もあり、積極的な訪問が難しい状況もあり、目標値には達しない見込みだが、感染症対策を実施しながら訪問を継続している。

基本方針 5 生きる支援の強化

施策の方向（主要施策）	取組項目	評価	総括
5-1 相談窓口の周知と連携	○生活困窮者等への対応の充実 ○西多摩くらしの相談センターや青梅公共職業安定所等との連携強化 ○DV被害者等への対応の充実	A	計画策定に係る調査を行った結果、指標の基準値を達成している。
5-2 就労支援及び進学支援に向けた取り組みの強化	○就労支援の充実 ○障害者の就労支援の充実 ○子どもの進学支援の充実 ○ハローワーク等を活用した就労支援	A	毎年1～2件の就労による生活保護廃止があり、目標を達成している。
5-3 生活支援による生きる力の強化	○低所得者への経済的負担の軽減支援 ○医療費の支援による生活不安への支援 ○要支援家庭への支援 ○子育て家庭への支援 ○介護保険サービス等利用者への経済的負担の軽減支援 ○経済的困窮者等への相談等、対応の充実 ○相談窓口の設置及び情報提供の充実	B	令和4年度末時点で63人の相談者があり、年間の平均人数が15人であるため、目標値の80人に向けて周知等を継続している。

基本方針 6 高齢者等の自殺防止の強化

施策の方向（主要施策）	取組項目	評価	総括
6-1 高齢者等への支援の充実と啓発、連携体制の充実	○高齢者世帯への傾聴ボランティアの派遣 ○認知症疾患医療センターや医療機関との連携による自殺リスクの低減 ○高齢者への日常生活支援の充実 ○高齢者見守り体制の充実 ○精神障害や知的障害等を有する人への、権利擁護の推進 ○地域密着型施設の活用による生活不安の解消支援	C	令和元年度から在宅訪問を開始したが、新型コロナウイルス感染症の状況により、令和2年度以降から、訪問活動を休止している。
6-2 高齢者等の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進	○地域支援事業の充実 ○老人クラブの活動支援による高齢者等の自殺リスクの低減 ○シルバー人材センターへの支援による高齢者自殺リスクの低減	B	計画策定に伴う調査の結果、「生きがいがある」と答えた方は82.6%であり、引き続き事業の実施を通して目標達成を目指す。
6-3 高齢者家族への支援の充実	○認知症地域支援推進員との連携による自殺リスクの把握 ○認知症サポーターへのゲートキーパースキルの向上支援 ○認知症家族への相談機能の強化と支援の充実	B	新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、感染対策の下、訪問を継続しており、引き続き事業の実施を通して目標達成を目指す。

基本方針 7 学校や家庭での自殺防止の強化

施策の方向（主要施策）	取組項目	評価	総括
7-1 学校での自殺防止の強化	○小・中学校での自殺防止対策の推進 ○スクールソーシャルワーカー等との連携による児童・生徒の自殺防止の強化 ○いじめ等のＳＯＳを見逃さない取組の強化	A	児童・生徒の自殺者 0 が継続。
7-2 家庭での自殺防止の強化	○子ども家庭支援センター等との連携による自殺防止の強化 ○子育て家庭への経済的支援の充実 ○子育て家庭への福祉サービスリーフレット等の配布 ○青少年対策地区委員会との連携による、青少年の自殺リスクの低減	A	家族・親族・近隣世帯・学校・保育園・警察・医療機関など、あらゆるところからの相談に対応。

基本方針 8 自殺をしないさせない環境づくり

施策の方向（主要施策）	取組項目	評価	総括
8-1 明るいまちづくりに向けた取組の推進	○自殺防止俳句募集の実施 ○不適切なホームページ削除の要請強化 ○「声かけ運動」の推進 ○心穏やかな環境づくりの推進	A	毎年約 15 件の応募があり、リーフレットの掲載を行っている。引き続き実施すると共に、他の取組についても推進していく。
8-2 自殺をさせない環境づくりの推進	○国道・都道に架かる橋梁の自殺防止策の促進 ○ＪＲ青梅線（奥多摩町内）駅舎での自殺対策の推進 ○不法投棄防止看板・環境美化看板の設置 ○自殺リスクの高い場所へのブルーライトの設置の検討 ○空家等の解消による防犯対策の推進	B	手に取りやすくするため、町施設トイレの個室のドア内側に設置したが、発見地自殺者数は増加傾向。

4. 奥多摩町の課題

新たな自殺総合対策大綱において、国は自殺実態プロファイルを作成し、市町村は提供される地域自殺実態プロファイルを参考に地域の自殺の実態を把握し、地域自殺対策計画を策定し総合的な自殺対策を推進することとなっていますが、これまでの本町の自殺対策の取組や住民意識調査の結果、また地域の状況等を踏まえた本町の問題点と課題を整理すると以下のとおりです。

① 自殺問題に対する住民の意識

自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いと言われています。不眠や体調不良からうつ状態までそのサインには色々ありますが、そのサインに周囲の人が気づくことが、自殺防止には非常に重要です。

一方、死にたいと思いつめているほどの悩みを抱えていた人や、今現在も深刻な悩みを抱えている人が一定数いることから、本町でも平成 22（2010）年度から自殺防止対策を進めています。住民、町職員及び関係機関の自殺に対する意識の醸成やゲートキーパーの育成を引き続き行い、自殺の防止へつなげていくことが必要となります。

② 社会経済の変化や悪化による生活困窮者の増大

本町の人口は、令和 5（2023）年 9 月時点で約 4,700 人ですが、過疎化の進行により今後さらに減少が見込まれているため、引き続き定住化の促進に注力することにより人口減少の歯止めに取り組む一方で、観光立町を掲げ、地域経済の活性化にも取り組んでいる状況です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は全国的に甚大であり、国や地域の経済への打撃に留まらず、自殺の要因となり得る様々な問題へも波及したことから、本町においても、引き続き社会的な支援や地域の見守りにより、自殺のリスクを減らす取り組みを行っていく必要があります。

また、東京都全体では、女性の自殺者が特に増加している一方、本町では大きな変化は見られませんが、引き続き増加を防ぐため、今まで以上に注視して自殺リスクの低下を目指した女性への支援事業の実施が必要となります。

③ 超高齢社会構造の進行に伴う高齢者のリスク増大

本町では、高齢者の自殺者は相対的に少ないと指摘されていますが、高齢者のみの世帯や独居世帯が今後一層増加していく見込みから、加齢に伴う身体疾患の進行や認知機能の低下、経済的困窮度の深まり、孤独感の高まり等に直面し、うつ症状等精神面での不調をきたす高齢者もますます増加することが想定されています。

そのような状況に陥ることのないよう、現在、地域包括ケアシステム等で日常生活の支援等が行われていますが、家族、親戚、そして特に近所の方等が日頃から留意することが必要であるものの、超高齢社会構造の進行に対応した重層的な見守り態勢を構築することが必要です。

④ 多様化する子どもの生活環境

本町では、児童・生徒の数が少ないことから、子どもの生活環境の対する教職者をはじめとする学校関係者の対応や配慮は、ふれあい月間の設定（6・11・2月）、いじめについての生活アンケートの実施、スクールカウンセラーによる面接の実施、ＳＯＳの出し方に関する教育の取組、教育現場での情報交換、学校と家庭間の情報交換等、非常にきめ細かく行われています。

しかしながら、子どもが自殺に至るほどの問題にはなっていないものの、ＳＮＳ等によりいじめから自殺に至る可能性も考えられることから、今後も適切な見守りを継続することが必要です。

⑤ 来町者の自殺と効果的な対策の必要性

本町は豊かな自然に囲まれている一方、自殺を企図する来町者にとっては人目につきにくい場所や、危険な箇所が至るところにあるとともに、ＪＲ青梅線の終点に位置することから、自殺をするところ選ばれてしまうという環境にあります。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、本町で自殺するに至る以前の対応が必要であることは確かですが、町内においては誰もがあいさつや声掛けを行うことにより、来町者であろうとも人の死を望まない町の取組や雰囲気・環境づくりを更に進めていき、「自殺する場所」とさせないことが必要です。

第5章 基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に取組み、自殺者を生み出さないようなまちづくりを目標に「奥多摩町のち支える自殺対策計画」を策定し、各種事業を展開してまいりました。

町の上位計画である、「第5期奥多摩町長期総合計画」及び「第5期奥多摩町地域保健福祉計画」の基本理念を踏まえて「第1期奥多摩町のち支える自殺対策計画」で定められた、「気づきあい 支えて守る 尊いいのち」の基本理念を継承・発展させ、今期の計画においても自殺対策事業における共通の目標として掲げます。この基本理念のもと、地域や関係機関との連携を図り、自殺対策を継続・推進していきます。

基本理念

気づきあい 支えて守る 尊いいのち

2. 基本方針

本町における自殺対策の課題および国・東京都の方針を踏まえ、取組の基本方針を以下のように設定します。

基本方針 1 自殺対策強化に向けた全町的な取組の推進

- 自殺問題に対する住民意識の向上に向けた周知を通じて、自殺防止への意識の醸成を図るため、継続的に周知を図る取り組みを行います。
- 自殺防止対策推進のため、地域や民生委員、町内外の関係機関との連携を通じて、見守りのネットワーク強化を図ります。

基本方針 2 社会や経済環境の変化にも対応する自殺防止対策の強化

- 各種検診や事業、地域の活動を通してこころの健康づくりを支援していきます。
特に、妊産婦をはじめとした女性の方や、子ども、障害者等の悩みやストレスの軽減につながるよう、情報共有を図りながら自殺リスクの低減に努めます。
- 関係機関との連携を通じて、悩みを抱えた方が相談できる体制づくりや相談先の周知により、支援を必要とする方の早期発見に努めるとともに、生活の困窮による自殺リスクの低減を図るため、就学・就労、経済面での適切な支援の提供を図ります。

基本方針 3 超高齢社会を見据えた自殺防止への取組の強化

- 今後さらに進む本町の高齢化に対して、高齢者等への健康づくりや居場所づくりの充実、高齢者への見守り体制の充実を図るとともに、そのための連携体制を強化し、高齢者とその家族への支援に努めます。

基本方針 4 次代を支える子どもへの自殺対策の強化

- 児童・生徒が悩みを打ち明けやすい環境や、相談できる場や機会の確保等、学校教育における防止対策の充実に努めます。
また、学校と地域や家庭との情報の共有化に努め、児童や生徒が自ら生きる意欲を養成できるような環境づくりに努めます。

基本方針 5 明るく・自殺をさせないまちづくり

- 自殺をさせない明るいまちづくりを進めるとともに、本町が終の地に選ばれることのないよう、住民や行政が取組める対策を関係機関との連携により推進します。

3. 計画の数値目標

国では、第4次自殺総合対策大綱において、令和8（2026）年までに自殺死亡률을平成27（2015）年の18.5と比べて、30%以上減少させる（13.0以下にする）ことを目標としています。（※令和2年における我が国の自殺死亡률은16.4）

また、東京都では、自殺総合対策大綱における全国の数値目標に合わせ、都においても令和8（2026）年までに、自殺死亡률을平成27（2015）年の17.4から12.2以下とすることを目標としています。

以上のことより、本計画の目標年度である令和10（2028）年度は、国の次期目標期間の2か年度先となりますが、現在の自殺死亡률から30%の減少をめざすとともに、町内住民の自殺者数0人をめざすものとします。

〔数値目標：自殺死亡률、自殺者数〕

		計画開始年度	町計画中間年度	計画目標年度
		令和6（2024）年度	令和8（2026）年度	令和10（2028）年度
町	目標値 設定基準	2018年～2021年	2022年～2025年	2025年～2028年
	自殺死亡률	16.2（平均）	15.99以下（平均）	10.66以下（平均）
	自殺者数 [※]	4人	3人以下	2人以下
	現状比	100.0	約85.0	約70.0
国	目標値設定基準	2015年	2026年までに	未策定
	自殺死亡률	18.5	13.0以下	
	自殺者数 [※]	23,152人	約16,000人以下	
	現状比	100	70.0	
都	目標値設定基準	2015年	2026年までに	
	自殺死亡률	17.4	12.2以下	
	自殺者数	2,290人	1,600人以下	
	現状比	100	70.0	

* 本計画（第2期）における数値目標（中間目標）及びその基準等は 内。

* 第2期計画における数値目標及びその基準等は 内。

4. 計画の体系

町では、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に取組み、自殺者を生み出さない奥多摩町づくりを目指すため、施策を分類し次のように各種事業を体系化しました。

基本理念	気づきあい 支えて守る 尊いいのち	
基本方針	主要施策	事業方針
1. 自殺対策強化に向けた全町的な取組の推進	(1) 自殺対策の周知とネットワークの強化	① 自殺防止対策強化に向けた協議機関との連携
		② 町内におけるネットワークの強化
		③ 自殺防止に向けた住民の周知
		④ 自殺防止に向けた資料の充実と周知
	(2) 自殺対策を支える人材の育成	① 職員等への研修の実施
		② 住民への研修等の実施
2. 社会や経済環境の変化にも対応する自殺防止対策の強化	(1) こころの健康づくりの支援	① 健康づくり活動の充実
		② うつ病を防ぐ健康づくりの支援
		③ 子どものこころの健康づくりの支援
		④ 障害者等のこころの健康づくりの支援
	(2) 生きる支援の強化	① 相談窓口の周知と連携
		② 就労支援及び進学支援に向けた取組の強化
		③ 生活支援による生きる力の強化
3. 超高齢社会を見据えた自殺防止への取組の強化	(1) 高齢者の自殺防止の強化	① 高齢者等への支援の充実と啓発、連携体制の充実
		② 高齢者等の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進
		③ 高齢者家族への支援の充実
4. 次代を支える子どもへの自殺対策の強化	(1) 学校・家庭での自殺防止の強化	① 学校での自殺防止の強化
		② 家庭での自殺防止の強化
5. 明るく・自殺をさせないまちづくり	(1) 自殺をしない・させない環境づくり	① 明るいまちづくりに向けた取り組みの推進
		② 自殺をさせない環境づくりの推進

第6章 自殺対策推進のための取組

基本方針 1 自殺対策強化に向けた全町的な取組の推進

(1) 自殺対策の周知とネットワークの強化

①自殺防止対策強化に向けた協議機関との連携

本計画で予定する自殺対策への取組評価や、関係機関及び関係団体等の連携及び協力を中心として設置された奥多摩町のち支える自殺対策推進協議会や、庁内関係部署等の相互の密接な連携と協力により、本町における自殺対策を総合的に推進することを目的として設置された奥多摩町のち支える自殺対策推進委員会との連携により、適切な自殺対策施策を推進します。

また、日常の活動で住民との接点を多くもつ、地域包括支援センター、奥多摩町社会福祉協議会、奥多摩町民生・児童委員協議会等との情報の共有を図ることで、迅速かつ適切な対応を取れる態勢を整えられたことを受け、自殺防止の様々な取組の充実を図ります。

事業名	取組内容	担当課等
いのち支える自殺対策推進協議会との連携・協議	いのち支える自殺対策推進協議会を定期的に開催し、当町の自殺対策の具体的な取組を協議または実行します。	福祉保健課
いのち支える自殺対策推進委員会の開催	庁内に設置されたいのち支える自殺対策推進委員会を定期的に開催し、横断的な自殺対策に取り組めます。	福祉保健課
地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携	地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を強化し、自殺リスク者の情報共有等を進めます。	福祉保健課
民生・児童委員協議会との連携	民生・児童委員協議会との連携を強化し、子どもや家庭での早期の問題発見に努めます。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
いのち支える自殺対策推進協議会・委員会の定期的開催	協議会 年平均 1 回 (計 5 回) 委員会 年平均 0.6 回 (計 3 回) (2019～2023 年度)	協議会 年 1 回 委員会 年 1 回 ※要望・状況により 適宜開催 (2024～2028 年度)

※基準値の令和 5 年度分については見込量で加算

②町内におけるネットワークの強化

本町には地域包括支援センター、奥多摩町社会福祉協議会、奥多摩町民生・児童委員協議会等の組織や、奥多摩町自治会連合会や各種ボランティア団体等があり、住民の悩みの相談や生活支援を行っています。

こうした各種団体の活動によりきめ細やかな見守りが行われていますが、それぞれの団体に所属する方にゲートキーパーとしてのスキルを備えていただき、その機能を果たしていくことにより、これまでの活動に加え、自殺防止の観点からの対応力の強化向上を図る取組を支援します。

また、相互の情報を共有することによる住民の福祉の向上を目指す地域包括ケアシステムとの連携の強化や、地域包括ケアと自殺対策の連動を進め、自殺防止に向けた態勢の充実と町内ネットワークの強化を図ります。

事業名	取組内容	担当課等
民生委員、保健推進員等によるサポート体制の充実	悩みをもつ住民から相談を受け、自殺防止の視点から情報の提供をできるよう、民生委員や保健推進員の活動を支援します。	福祉保健課
奥多摩病院と関連機関との連携強化	消防機関や警察等関係機関との連携により、自殺企図者への対応に努めるとともに、診療場面で自殺リスクが高いと判断される住民等について、他の機関につなぐ等努めます。	奥多摩病院
地域包括ケアシステムと連携した情報の共有化	地域包括ケアと自殺対策との連動を進め、自殺リスクの高い高齢者の情報共有等を図ります。また、現在行っているケアセンター会議において自殺対策について協議します。	福祉保健課 奥多摩病院
ゲートキーパーの役割を担う地域包括支援センターの充実	高齢者の家族の介護負担を軽減するとともに、高齢者の自立した在宅生活の継続を支援することにより、将来への不安の軽減を図ります。併せて地域包括支援センター職員がゲートキーパーの役割を担います。	福祉保健課
ゲートキーパーの役割を担う各種ボランティアの育成	奥多摩町でボランティアとして活躍する方々が、自殺防止の視点を持ちながら活動できるよう、ゲートキーパー養成講座の受講勧奨や普及啓発を行います。	福祉保健課
防犯活動等と連動した見守りの強化	住民が孤立することなく、住民同士の防犯ネットワークを検討し、見守りの強化を図るネットワークを構築します。	総務課

指標	基準値	目標値
ケアセンター会議の開催	年平均 0.6 回 (計 3 回) (2019～2023 年度)	年 2 回 (2024～2028 年度)

※基準値の令和 5 年度分については見込量で加算

③自殺防止に向けた住民への周知

自殺対策の推進や自殺防止を図るためには、住民にその取組内容を広く周知する必要があることから、町主催のイベントや、ホームページ等による広報を活用して、住民への自殺防止意識の醸成に努めます。

また、自殺は追い詰められた末の死で、人権問題でもあることから、人権擁護に関わる取組の中でも、周知に努めていきます。

事業名	取組内容	担当課等
健康づくり推進協議会等での自殺防止意識の醸成	健康づくり推進協議会での、自殺対策の啓発に努めます。	福祉保健課
町ホームページ等で自殺防止に向けた情報発信	町ホームページや防災行政用無線の定時放送での自殺防止の啓発やイベント開催等の情報発信を行います。	総務課 福祉保健課
男女共同参画イベント等での自殺防止意識の醸成と情報の提供	女性団体による各種事業や男女共同参画に関する啓発イベントや講座での、自殺対策情報の提供を図ります。	企画財政課
人権重視の視点からの自殺防止対策の推進	自殺対策の事業（研修等）の周知、人権啓発ポスター等の掲示、人権身の上相談、法律相談の充実により自殺対策の強化を図ります。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
ホームページ等で自殺対策の周知啓発	年2回 (2019～2023年度)	年2回 (2024～2028年度)

④自殺防止に向けた資料の充実と周知

住民に町の自殺の現状と自殺防止について周知するために、自殺防止リーフレットを作成し、町の関係機関窓口への配置及び全戸配布を行います。また、町が発行する刊行物等も活用し、普及啓発をしていきます。

事業名	取組内容	担当課等
自殺防止リーフレットの全戸配布による啓発活動の強化	リーフレットを作成し、全戸配布することで、町の自殺の現状、自殺リスクの気になる方への対応方法や相談先等を普及啓発します。	福祉保健課
図書館等での自殺防止に関連する資料の充実と情報提供	図書館等で、チラシの配布や自殺予防関連の図書を設置することにより、情報の収集や発信の場となるよう努めます。	教育課
行政等が発行する刊行物による自殺対策の普及啓発	行政等が発行する刊行物で自殺防止についての普及啓発を図ります。	総務課 観光産業課 議会事務局 教育課

指標	基準値	目標値
自殺対策計画概要版・リーフレットの全戸配布及び関係機関への配布	リーフレット 年1回 (2019～2023 年度) 概要版 1回 (2023 年度)	リーフレット 年1回 (2024～2028 年度) 概要版 1回 (2028 年度)

(2) 自殺対策を支える人材の育成

①職員等への研修の実施

自殺対策を全町的に進めるために、町職員をはじめ、公的機関の事業に携わる方にも積極的にゲートキーパー養成講座の受講勧奨を行い、気づき役としてのスキルの向上を図るとともに、継続して学ぶことができるよう、毎年、ゲートキーパー養成講座を継続していきます。さらに、公的機関の事業に携わる方にゲートキーパー養成講座を受講してもらうため、出張講座を開催します。

また、職員のストレスチェックを行い、直接住民と関わる職員の心の健康についての意識の向上と、心の健康増進に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
身体・知的障害者相談員へのゲートキーパー養成講座の実施	身体・知的障害者相談員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役としてのスキルの向上を図ります。	福祉保健課
公的機関の事業に携わる方へのゲートキーパー養成講座の実施	公的機関の事業に携わる方にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役としてのスキルの向上を図ります。	企画財政課 観光産業課
町職員へのゲートキーパー研修の実施	職員へゲートキーパー研修を実施し、スキルの向上を図ります。	総務課 福祉保健課
職員のストレスチェックの実施	職員のストレスチェックを行い、心の健康の増進に努めます。	総務課

指標	基準値	目標値
公的機関の事業に携わる方へのゲートキーパー養成講座の出張講座の実施	年平均0.2回 (計1回) (2019～2023年度)	年1回 (2024～2028年度)

※基準値の令和5年度分については見込量で加算

②住民への研修等の実施

自殺対策を行政や公的機関が担うだけでなく、多くの住民がお互いを見守ることにより、目の届きにくい住民への配慮が自殺を防ぐ効果につながることから、住民が集まる機会を活用しゲートキーパー養成講座の受講を促進します。

また、住民一人ひとりが自殺を防ぐ当事者意識をもってもらうことにより、住民からの相談や情報提供に適切に対応することにより、自殺防止につなげます。

事業名	取組内容	担当課等
ゲートキーパー養成講座の参加促進	講座の工夫及び、チラシの全戸配布等周知に努めます。また、地域や各種団体等からの要望があった際には地域に出向き、普及啓発に努めます。	福祉保健課
緊急通報・火災安全システムの駆けつけ協力員へのゲートキーパー養成講座の参加促進	駆けつけ協力員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役としてのスキルの向上を図ります。	福祉保健課
住民が参加する講演会等での自殺防止意識の醸成・研修等の実施	自殺対策を含む児童・生徒を取り巻く環境について地域住民と情報を共有するよう努めます。	教育課

指標	基準値	目標値
ゲートキーパー養成講座の受講者数	計 112 人 (2019～2023 年度)	計 150 人 (2024～2028 年度)

※基準値の令和 5 年度分については見込量で加算

基本方針 2 社会や経済環境の変化にも対応する自殺防止対策の強化

(1) こころの健康づくりの支援

①健康づくり活動の充実

本町では 2010（平成 22）年度以降、メンタルヘルス講習会を定期的を実施し、住民の心の健康づくりを支援していますが、講習会等への参加者数は限られてしまうことから、健康相談や健診（検診）の機会を活用し、こころの健康づくりへ意識の醸成や知識の普及をはかるとともに、自殺リスク者の早期発見にも努めます。

また、心身（心と体）の健康づくりにつながる運動への、住民の積極的な参加を促すことによって、住民のストレスの軽減や解消に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
心の健康に関する普及啓発活動の充実	メンタルヘルス講習会等を通じて、心の健康に関する普及啓発を行うことにより自殺リスクの低減を図ります。	福祉保健課
健康相談での自殺リスクの把握	健康相談において身体面だけでなく精神面での相談の場とすることにより、自殺の防止を図ります。	福祉保健課
心の健康につながる運動への住民参加の促進	気軽な運動（ウォーキング）・体操（生活習慣病予防運動教室）等への参加を促進し、ストレスが解消され、心の健康につながる適度な運動への住民の参加を促進します。	福祉保健課 観光産業課
各種健（検）診・指導等の機会を活用した自殺リスク者の発見	各種健（検）診やがん検診時、及び指導時の状況でリスクの高い住民を適切な関係機関につなげるよう努めます。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
メンタルヘルス講習会の受講者数	計 60 人 (2019～2023 年度)	計 120 人 (2024～2028 年度)

※基準値の令和 5 年度分については見込量で加算

②うつ病を防ぐ健康づくりの支援

乳幼児健診や家庭訪問の事業の中で、周産期から育児にわたる親子のストレス状況を把握し、適切に支援をすることで、うつ等の予防による女性・子どもの自殺リスクの低減に努めます。

また、心身の不調が、自殺リスクを高めるきっかけにもなることから、特定健康診査及び、特定保健指導等においての適切な支援、また、医療機関との連携による情報の共有に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
乳幼児健診や家庭訪問の機会を活用した自殺リスクの発見	乳幼児健診や家庭訪問の機会を活用し、産後うつや育児ストレスの状況を把握することにより、自殺リスクの低減を図ります。特に、引き続き「こんにちは赤ちゃん訪問」を新生児のいるすべての世帯に実施し、支援が必要な家庭の早期発見を図り、妊婦の不安解消につなげ、自殺リスクの低減に努めます。	福祉保健課
妊娠・出産・育児に伴う不安の解消によるうつ病の防止	妊娠・出産・育児に伴う不安を解消し、安心して出産し、育児ができるようサポート体制を充実します。	福祉保健課
特定健康診査・保健指導結果の適切な活用	健診時や指導時の状況で、リスクの高い住民を適切な関係機関につなげ、心身の不調からくるストレスを低減できるよう努めます。	福祉保健課
とうきょうママパパ応援事業の実施	身近に相談できる方がいないなど、支援を必要とする妊産婦及びその家族への相談支援の実施や、出産後1年以内の母子に対して、専門家による心身ケア、家事・育児サポーターの派遣による孤立化・産後うつ防止などの各種事業により、切れ目のない支援を実施します。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	100% (2019～2023 年度)	100% (2024～2028 年度)

③子どものこころの健康づくりの支援

児童虐待は、子どもの心に大きな傷を残し、劣等感や無力感、自己評価の低下につながることから、対人関係等のストレスも受けやすくなり、将来にわたり自殺リスクを高める要因にもなることから、相談支援を積極的に行い、子どもが育つ家庭環境の情報収集と関係機関と連携し、問題解決に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
関係機関との連携した支援の推進	児童の家庭環境について情報を収集・共有することにより虐待防止につなげ、児童の自殺リスクの低減を図ります。	福祉保健課
子どもの発達等を相談できる環境づくり	子ども家庭支援センターに常駐する相談員による気軽に相談できる体制や、専門の心理相談員による巡回相談体制を整えることで、子どもの健やかな発達を促し、親子双方の不安の軽減に努めます。	福祉保健課
要保護児童対策地域協議会における情報共有の推進	要保護等の家庭について、関係機関で情報を共有し、支援していくことで、子育て世帯の育児不安等の軽減に努めます。	福祉保健課
放課後居場所づくり事業の実施	放課後に児童が過ごせる場所を提供し、学習や遊び、交流の促進を行うとともに、家庭や学校での悩みなどの早期発見と、適切な支援の提供に努めます。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
心理発達相談員の相談実施回数	月3回 (2019～2023年度)	月3回 (2024～2028年度)

④障害者等のこころの健康づくりの支援

障害者への各種支援は障害福祉の観点から各種取組が行われていますが、適切な支援により生活の不安の軽減を図れるよう支援に努めるとともに、障害者家族へのケアにも配慮することにより、将来への悩みの軽減に努め、社会参加を促す等、地域で見守る意識の醸成に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
障害者への生活支援の充実	障害者が適切な介護サービスの利用により、生活の不安の軽減を図ることにより、自殺リスクの低減を図ります。	福祉保健課
障害者（児）への虐待防止と権利擁護	障害者（児）への虐待防止と権利擁護により、障害者（児）の自殺リスクの低減を図ります。	福祉保健課
地域活動支援センターとの連携	地域活動支援センターと町が密接に情報交換を行い、自殺リスクの高まりを早期発見し、早期対応を行います。	福祉保健課
精神障害者等への相談等、対応の充実	精神障害者とその家族の相談に対応することで、不安の軽減を図り、自殺防止につなげます。	福祉保健課
引きこもり者対策の推進	引きこもり者の社会参加を促すことにより、自殺リスクの低減を図ります。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
精神障害者等への訪問相談の件数	計 117 件 (2019～2023 年度)	計 150 件 (2024～2028 年度)

※基準値の令和 5 年度分については見込量で加算

(2) 生きる支援の強化

①相談窓口の周知と連携

計画策定に伴い実施した「自殺対策に係る生活状況や心の健康等に関する住民アンケート調査」では、約 1 割の方が相談できる人がいないと回答していますが、更なる目標達成のため、各種窓口の周知を積極的に行うとともに、緊急性や専門性の高い相談についても問題解決に向けて、関係機関と連携を図り、対応に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
生活困窮者等への対応の充実	生活困窮を訴える住民に対応する窓口支援を強化し、適切な対応に努めます。	福祉保健課
西多摩くらしの相談センターや青梅公共職業安定所等との連携強化	生活困窮の解消に向けた支援等に向け、関係機関との連携を図ります。 併せて、西多摩くらしの相談センターや青梅公共職業安定所等関係機関の情報提供に努めます。	福祉保健課
DV被害者等への対応の充実	DV被害を受けている人に対して、関係機関と連携を取りながら必要な支援を行うことにより、DV被害者の自殺リスク低減を図ります。	福祉保健課
東京都西多摩郡生活困窮者支援会議による連携体制の強化	西多摩福祉事務所、西多摩保健所、西多摩くらしの相談センター及び町内関係機関による相互の情報共有体制を整備し、支援につながっていない生活困窮者等の早期発見や迅速な支援の開始を目指し、枠組みを超えた支援の実施を図ります。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
相談できる人がいないと回答する割合 ※住民アンケート調査の実施による	13.0% (2023 年度調査)	10% (2028 年度調査)

②就労支援及び進学支援に向けた取組の強化

働くことにより、社会との繋がりを持ち、日々の生活の充実につながることが自殺防止にもつながります。働きたいと思う住民が、その人に合った仕事に就けるよう関係機関と連携し、支援に努めます。

また、子どもが、経済的理由から、進学をあきらめることが無いよう各種支援も行います。

事業名	取組内容	担当課等
就労支援の充実	働きたい住民への就労支援により、ハローワーク等との連携を図り、生活困窮による自殺リスクの低減に努めます。	企画財政課 若者定住推進課 福祉保健課 観光産業課
障害者の就労支援の充実	就労支援をすることで、障害者が自分の強みを自覚し、社会で活躍することで、いきいきと生活できるよう支援します。	福祉保健課
子どもの進学支援の充実	子どもが進学する機会に対して経済的な面から支え、将来に希望がもてるよう支援します。	福祉保健課 教育課
ハローワーク等を活用した就労支援	働きたい住民への就労支援により、生活困窮による自殺リスクの低減に努めます。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
就労により生活保護が廃止となった世帯	計7世帯 (2019～2023年度)	計5世帯 (2024～2028年度)

※基準値の令和5年度分については見込量で加算

③生活支援による生きる力の強化

住民の経済的な困窮による自殺リスクの低減を図るために、医療費等の支出への支援や、経済的な基盤の弱い世帯への経済的な支援の充実に努めます。

また、経済的な支援だけでなく、日常生活における負担を減らすため、西多摩くらしの相談センターと連携し、相談を含めた物心両面の支援に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
低所得者への経済的負担の軽減支援	低所得者の経済的理由による貧困からくる自殺リスクの低減に努めます。	住民課 福祉保健課
医療費の支援による生活不安への支援	医療費を支援することにより、経済的な面からストレスの軽減に努めます。	福祉保健課
要支援家庭への支援	支援が必要な家庭において、家族のストレス等の軽減に努めます。また、母子保健手帳の交付や新生児訪問の機会を活用し、早期発見を図ります。	福祉保健課
子育て家庭への支援	保護者が子どもの監護にあたれない家庭において、学童や自宅等で子どもを預かることにより、子育てしやすい環境づくりを行い、育児ストレス等の軽減に努めます。	福祉保健課
介護保険サービス等利用者への経済的負担の軽減支援	介護保険サービス等利用者の経済的理由による貧困からくる自殺リスクの発見と低減に努めます。	福祉保健課
経済的困窮者等への相談等、対応の充実	経済的な困窮による自殺リスクの低減を図るため、生活相談時の対応を強化します。	福祉保健課
相談窓口の設置及び情報提供の充実	相談窓口職員がゲートキーパーとして機能を担えるようスキルの向上を図ります。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
西多摩くらしの相談センターへの新規相談者数	計 78 人 (2019～2023 年度)	計 80 人 (2024～2028 年度)

※基準値の令和 5 年度分については見込量で加算

基本方針 3 超高齢社会を見据えた自殺防止への取組の強化

(1) 高齢者の自殺防止の強化

① 高齢者等への支援の充実と啓発、連携体制の充実

高齢化による疾病の罹患や障害の発生により、経済的な不安、孤独感の増大等、高齢者等の自殺リスクは高まります。

高齢者等の不安やストレスを改善し、安心して生活できるよう、生活支援を充実させるとともに、見守り体制の充実、傾聴ボランティアの活用等、高齢者等の孤立を防ぎ、自殺防止に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
高齢者世帯への傾聴ボランティアの派遣	傾聴ボランティアを派遣し、話を聴く機会を定期的に作ることで、高齢者のストレス軽減や孤独感の軽減に努めます。	福祉保健課
認知症疾患医療センターや医療機関との連携による自殺リスクの低減	認知症患者とその家族が医療機関を中心としたチームケアを受けることで、不安の軽減を図ります。	福祉保健課 奥多摩病院
高齢者への日常生活支援の充実	高齢者の外出支援、救急医療情報キットの支給、生活支援パンフレットの配布等により、安心して日常生活を送ることができる支援を行うことで、在宅生活によるストレス低減を図ります。	福祉保健課
高齢者見守り体制の充実	高齢者に対して常に声をかけ、また高齢者見守り相談員がゲートキーパーとして機能を担えるよう、スキルの向上を図ります。	福祉保健課
精神障害や知的障害等を有する人への、権利擁護の推進	判断能力に不安を抱える精神障害や知的障害等を有する人の不安を解消し、自殺リスクの低減を図ります。	福祉保健課
地域密着型施設の活用による生活不安の解消支援	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援することで、安心して生活できる地域密着型施設の充実を図ります。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
高齢者見守り相談員の訪問件数	計 560 件 (2023 年度)	計 600 件 (2024～2028 年度平均)

※基準値の令和 5 年度分については見込量で加算

②高齢者等の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進

本町の高齢者や中高年層が社会とのつながりを保持し、引きこもることのないよう常に生きがいをもち続け、社会参加をするために、地域課題に取り組む事業への参加や高齢者相互の活動参加、また自らのスキルを活用する機会の提供に努め、高齢者が自身の居場所を見いだせる支援に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
地域支援事業の充実	自立した生活が続けるための取組を行うことにより、将来への不安の軽減を図ります。	福祉保健課
高齢者クラブの活動支援による高齢者等の自殺リスクの低減	高齢者クラブや自主活動を活性化させ、引きこもりを避ける呼びかけを行い、孤立化の防止と自殺リスクの低減に努めます。	福祉保健課
シルバー人材センターへの支援による高齢者自殺リスクの低減	シルバー人材センター活動への参加促進により、自殺リスクの低減に努めます。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
「生きがいがある」と思う方の割合 ※住民アンケート調査の実施による	82.6% (2023 年度調査)	85% (2028 年度調査)

③高齢者家族への支援の充実

社会生活や日常生活に支障が出る認知症は、誰もがなりうる可能性があり、社会的な問題になっています。

そのような中、町内においては更なる高齢化が見込まれ、高齢者の認知症対策が一層必要になってくるとともに、家族の介護疲れによる自殺リスクが高まることが懸念されます。そのため、認知症地域支援推進員による、患者及び家族のメンタルケアの充実、認知症サポーターへのゲートキーパー養成講座の受講勧奨や普及啓発を行い、気づき役としての自殺防止も視野に入れた活動ができるよう努めるとともに、認知症家族の横のつながりを作ることで、不安の解消に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
認知症地域支援推進員との連携による自殺リスクの把握	認知症患者とその家族の方が、認知症地域支援推進員の訪問により、相談・医療介護への連携支援を受けることで、心の負担を和らげ、不安の軽減に努めます。	福祉保健課
認知症サポーターへのゲートキーパースキルの向上支援	認知症サポーターにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役としてのスキルの向上を図ります。	福祉保健課
認知症家族への相談機能の強化と支援の充実	認知症家族の横のつながりをもつことで、支えあいの強化をすることにより、不安の解消に努めます。	福祉保健課

指標	基準値	目標値
認知症地域支援推進員の訪問件数	計 315 件 (2019～2023 年度)	計 380 件 (2024～2028 年度)

基本方針 4 次代を支える子どもへの自殺対策の強化

(1) 学校や家庭での自殺防止の強化

①学校での自殺防止の強化

豊かな人間性の涵養や生きる力を学ぶ教育を進めている本町の小・中学校では、児童・生徒の自殺対策がきめ細やかに実施されています。

しかし、子どもの生活環境をすべて把握することは困難でもあり、自殺の要因となしやすいSNS等によるいじめも顕在化しにくくなっています。

そのため、現在の取組を続けるとともに、スクールソーシャルワーカーや地域、家族の連携によって、児童・生徒が発するSOSを見逃さないようより一層関心を高め、子どもの自殺を防止します。

事業名	取組内容	担当課等
小・中学校での自殺防止対策の推進	小・中学校での実施している自殺防止対策を推進し、児童・生徒が安心できる教育環境づくりに努めます。	教育課 各学校
スクールソーシャルワーカー等との連携による児童・生徒の自殺防止の強化	スクールソーシャルワーカー等の活用により、配慮を要する児童・生徒の行動観察、保護者との面談を実施し、SOSを見取る体制を整えます。	教育課
いじめ等のSOSを見逃さない取組の強化	児童・生徒のSOSを見逃さない見守りを強化するとともに、授業において自殺対策関連の取組を図ります。	教育課

指標	基準値	目標値
児童・生徒の自殺者数0人の維持	0人 (2019～2023年度)	0人 (2024～2028年度)

②家庭での自殺防止の強化

子どもの主な生活拠点は学校と家庭ですが、子どもが安定した心身を育むのは家庭であり、家庭環境によって子どもの自殺リスクも左右されると指摘されることもあります。

本町では子育て世代や子育て家庭への支援を、子ども家庭支援センターを中心に行っており、学校との連携を図りながら家庭のあり方も含めた支援の強化に努めます。

また、子どもの成長に伴い家庭だけでは対処できない問題も発生することから、青少年対策地区委員会との連携等を強化し、青少年の自殺リスクの低減に努めます。

事業名	取組内容	担当課等
子ども家庭支援センター等との連携による自殺防止の強化	子ども家庭支援センター事業である子育てサロン等での妊産婦や子育て世帯への支援強化や、地域の中で孤立化を防ぐことにより、子育てによるストレス等の発生の抑制や解消に努めます。	福祉保健課
子育て家庭への経済的支援の充実	子育てする上でかかる様々な費用について、町独自に支援をすることにより、経済的な面からストレスの軽減に努めます。	福祉保健課
子育て家庭への福祉サービスリーフレット等の配布	子どもに関する内容を1冊にまとめることにより、保護者の疑問等の解消等に役立ち、子育ての不安や負担を軽減することでストレス等の軽減に努めます。	福祉保健課
青少年対策地区委員会との連携による、青少年の自殺リスクの低減	青少年対策地区委員会との連携等により、自殺防止を含めた内容の啓発・広報の実施を図り、青少年の自殺リスクの低減を図ります。	教育課

指標	基準値	目標値
子ども家庭支援センターでの新規相談件数	計 175 件 (2019～2023 年度)	計 150 件 (2024～2028 年度)

※基準値の令和5年度分については見込量で加算

基本方針 5 明るく・自殺をさせないまちづくり

(1) 自殺をしない・させない環境づくり

① 明るいまちづくりに向けた取組の推進

来町者の自殺が多い本町は、一部のインターネットサイトで自殺の名所等と取り上げられ、本町の誤ったイメージが先行することにより、新たな自殺者を呼び込むという負の連鎖が固定されるリスクにさらされています。

そのため、不適切なホームページに対しては毅然と削除を要請していきます。

また、住民が自殺防止について考える機会をつくり、自殺に対する意識の醸成をめざし、子どもから高齢者までの幅広い住民から、自殺防止に向けた標語を募集し、その標語を活用する等の取組を推進します。

さらに、明るいイメージのまちづくりを推進することが、自殺企図者を呼び込まない有効な方策であることから、みんなが声をかけて助け合う「声かけ運動」の実施により自殺者の発生を防ぐ取組を推進します。

事業名	取組内容	担当課等
自殺防止標語募集の実施	住民から自殺防止に向けた標語募集事業を実施し、その標語を町の自殺対策事業で活用します。	福祉保健課
不適切なホームページ削除の要請強化	町のイメージを落とすホームページが掲載されたプロバイダーに対し、削除要請を行います。	福祉保健課
「声かけ運動」の推進	みんなが声をかけて助け合う「声かけ運動」の実施を支援し、生きるための包括的支援を進めます。	福祉保健課
心穏やかな環境づくりの推進	心穏やかな環境づくりにより、自殺リスクを低減するようなまちづくりを推進します。	観光産業課

指標	基準値	目標値
自殺防止標語募集の実施	年1回 (2019～2023年度)	年1回 (2024～2028年度)

②自殺をさせない環境づくりの推進

自殺者が発生しないよう「声かけ運動」等ソフト面での取組を進める一方で、ハード面での対応も可能な限り進めます。

特に、国道・都道に架かる橋梁の自殺防止策は、喫緊の課題であることから国や都への働きかけを推進するとともに、町道への対応も検討します。

また、鉄道を利用して来町する自殺企図者も多いことから、その企図を抑える環境づくりを鉄道事業者と連携して推進します。

事業名	取組内容	担当課等
国道・都道・町道に架かる橋梁等の自殺防止策の促進	欄干のかさ上げ対策、カメラ（防犯カメラ）設置、橋梁周辺へのブルーライト設置等を国や都に要望すると共に、町道について、庁内で検討します。	総務課 福祉保健課 環境整備課
J R 青梅線（奥多摩町内）駅舎、公共施設等での自殺対策の推進	J R 青梅線（奥多摩町内）駅舎で、明るい駅舎の整備、自殺防止対策ポスター等の掲示を J R と連携して推進するとともに、公共施設等への悩み相談カードの設置を行います。	福祉保健課
空家等の解消による防犯対策の推進	不法侵入により、犯罪の場や自殺の場とならないよう空家等を解消することを目指し、移住・定住事業を通じて、自殺をさせない環境づくりをめざします。	若者定住推進課 環境整備課

指標	基準値	目標値
悩み相談カード及び 自殺防止対策ポスター等啓発物品の設置	計 5 箇所 (2019～2023 年度)	計 5 箇所 (2024～2028 年度)

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

総合的かつ効果的な自殺対策の推進のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに、積極的に施策を推進していく必要があります。

このため、関係機関や団体等で構成される「奥多摩町いのち支える自殺対策推進協議会」を設置し、官民一体となった自殺対策を推進します。

また、実効ある施策の推進を図るために、庁内に「奥多摩町いのち支える自殺対策推進委員会」を設置して、全庁的な関連施策の推進を図ります。

(1) 地域ネットワーク

①奥多摩町いのち支える自殺対策推進協議会

保健、医療、福祉、職域、教育、民間ボランティア等の町内外の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、当町の自殺対策推進の中核組織として、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証等を行います。

②奥多摩町いのち支える自殺対策推進委員会

庁内において、福祉保健課長をトップとした各所属長で構成される庁内組織であり、町長の方針のもと、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

(2) 関係機関や団体等の役割

①町の役割

施策や事業に取り組む組織として、住民への取組内容の周知や実施状況及び効果の把握等、全町を挙げて対策の主要な推進役を担います。

②都の役割

東京都地域自殺対策推進センターは、自殺対策に関連する各種情報の提供や研修会の実施、本町の自殺対策に対する助言等の支援を行います。

また、奥多摩町いのち支える自殺対策推進協議会委員の所属する東京都組織は、本町の施策と連携・協力しながら、広域的な事業の取組等によって、管内市町村の支援を行います。

③関係団体の役割

行政運営を支援する関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取組を進めます。

④住民の役割

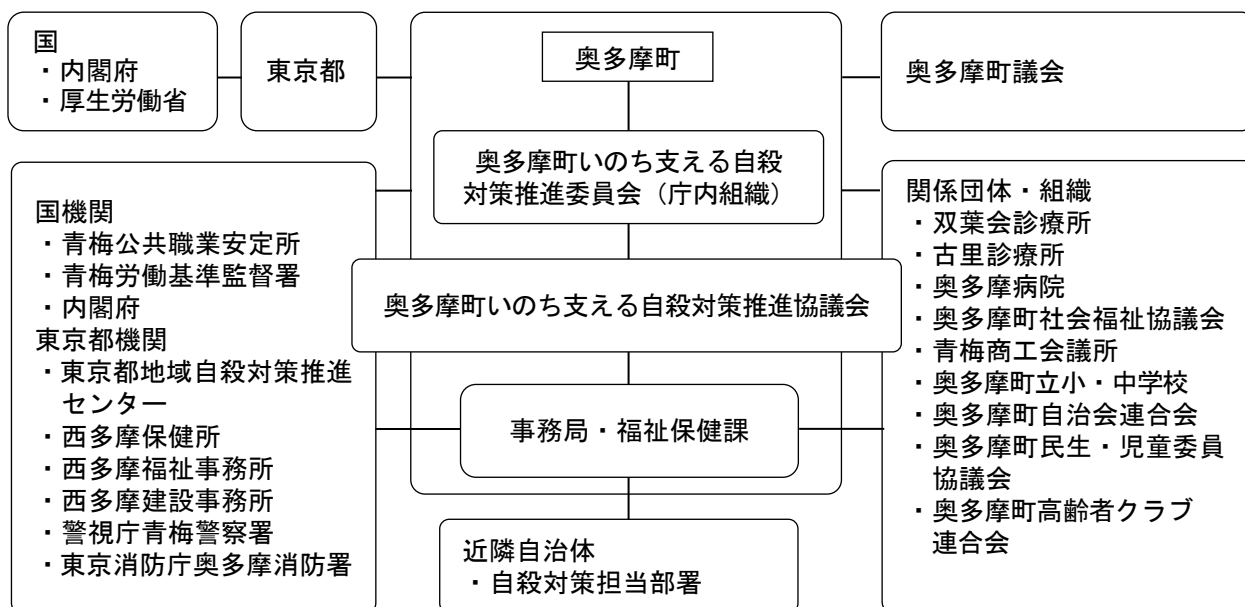
住民一人ひとりが自殺対策に関心をもち、常に互いに声を掛け合う環境づくりを進めます。

また、一人でも多くの住民がゲートキーパーに係る知識とスキルを身につけるよう、意識の醸成を図ります。

2. 本計画を推進するネットワーク

国や都からの情報提供を受け、対策を推進する上での連携を図るとともに、町内においては各組織や団体との緊密なネットワーク化を図ることで、効果的な対策を推進します。

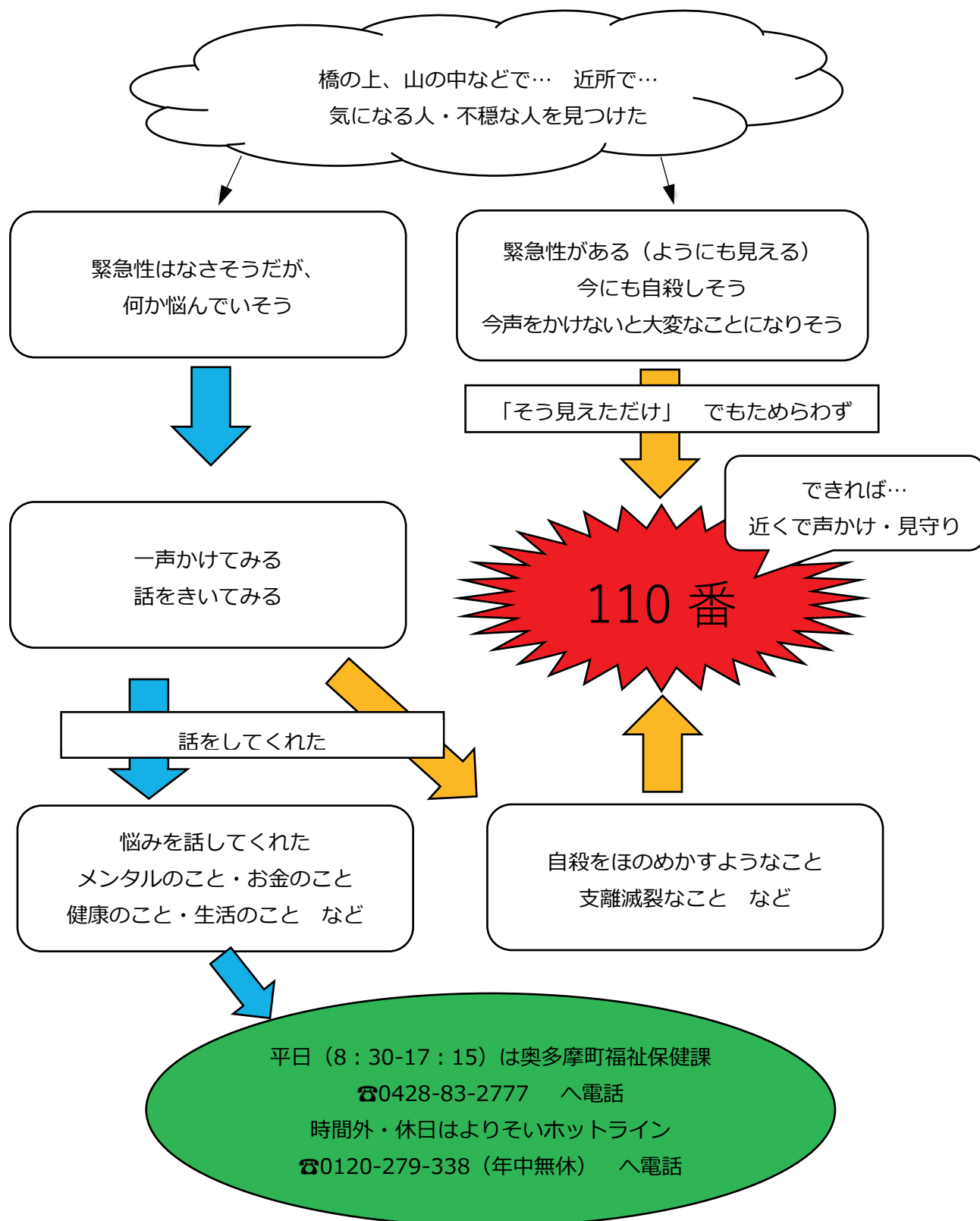
【図】推進ネットワーク



3. 緊急時における対応フローチャート（声かけ運動）

自殺対策の推進においては、町や関係機関による対応のみだけではなく、一人一人の少しの気づきがとても大きな役割を果たしています。そのため、もしもの時のための対応例を以下のとおりフローチャートにしました。

今後、ゲートキーパー養成講座やパンフレットの配布などを通じて周知を行っていきます。



資料編

1. 奥多摩町のち支える自殺対策推進協議会設置要綱

平成 30 年 3 月 7 日要綱第 4 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の密接な連携を確保し、奥多摩町における自殺対策を総合的に推進することを目的として、奥多摩町のち支える自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定、評価に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関及び関係団体等の連携及び協力に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 一般住民
- (5) その他町長が認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

なお、委員が出席できない場合は、所属する機関及び団体の中で、委員が指名する者を代理として出席させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員及び協議会に出席した者は、そこで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(協議会招集の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により委員が委嘱された後、最初に招集する協議会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず町長が招集する。

(任期の特例)

3 この要綱の施行に伴い、新たに委嘱される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、委嘱された日の翌々年の 3 月 31 日までとする。

2. 奥多摩町いのち支える自殺対策推進協議会委員名簿

	関係機関・関係団体・ 関係行政機関名	役 職	氏 名	備 考
1	奥多摩町議会	経済厚生常任委員会委員長	大澤由香里	令和5年12月1日 就任 副会長
			木村 圭	令和5年11月30日 退任 副会長
2	双葉会診療所	院長（精神科医）	片倉 和彦	会長
3	奥多摩町社会福祉協議会	事務局長	菊池 良	
4	警視庁青梅警察署	生活安全課長	久保 貴	
5	東京消防庁奥多摩消防署	警防課長	井上 政美	
6	奥多摩町立小・中学校長会	会長 （奥多摩町立氷川小学校長）	松井 良	
7	奥多摩町自治会連合会	会長 （梅澤自治会長）	濱野 文夫	
8	奥多摩町民生・児童委員協議会	高齢福祉部会部会長	小峰とし子	
9	公募委員		石田 良安	
10	公募委員		岡部 正樹	

・任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

※事務局 ・福祉保健課長 大串 清文 ・福祉保健課福祉係長 原島 賢一
・福祉保健課保健師（主任） 齋藤 秀美 ・福祉保健課障害福祉担当 須長 佑介

3. 奥多摩町のいち支える自殺対策推進委員会設置要綱

平成 30 年 3 月 7 日要綱第 3 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づき、庁内関係部署等の相互の密接な連携と協力により、奥多摩町における自殺対策を総合的に推進することを目的として、奥多摩町のいち支える自殺対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定に係る調査、検討に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策の検討、推進に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体等との連携強化に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、町職員及び奥多摩町社会福祉協議会の職員のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は福祉保健課長を、副委員長は福祉保健課課長補佐若しくは福祉保健課係長をもって充てる。

3 委員長は、推進委員会の事務を掌理し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員は、やむを得ない事情により出席できない場合は、当該所属課等の職員を出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員及び推進委員会に出席した者は、そこで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 8 条 推進委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行に伴い、新たに委嘱又は任命される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、委嘱又は任命された日の翌々年の 3 月 31 日までとする。

附 則 (令和 5 年 5 月 24 日要綱第 7 号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

4. 奥多摩町のいち支える自殺対策推進委員会委員名簿

	役 職	氏 名	備考
1	福祉保健課長	大 串 清 文	委員長
2	企画財政課課長補佐兼企画調整係長	徳 王 龍 介	
3	若者定住推進課課長補佐兼若者定住推進係長	山 宮 淳 也	
4	総務課交通防災係長	森 田 宏 樹	
5	住民課総合収納係長	古 川 智 也	
6	福祉保健課地域支援係長	加 藤 紀 子	
7	福祉保健課こども事業調整係長	緒 方 星 超	
8	福祉保健課課長補佐兼健康係長	金 丸 哲 史	副委員長
9	地域包括支援センター主任	森 田 浩 通	
10	観光産業課観光商工係長	小 峰 淳 一	
11	環境整備課管理係長	小 澤 拓 也	
12	教育課指導主事	野 田 豊	
13	奥多摩病院医務係長	徳 王 真 理	

・任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

※事務局 ・福祉保健課福祉係長 原島 賢一 ・福祉保健課保健師（主任） 齋藤 秀美
 ・福祉保健課障害福祉担当 須長 佑介

5. 策定の経過

日時	実施項目	内 容
令和5年6月14日(水)	第1回 奥多摩町いのち支える 自殺対策推進協議会	・委嘱状の交付 ・会長・副会長の選任 ・計画の策定スケジュールについて ・計画の策定及び進捗状況について ・国（自殺総合対策大綱）と都（東京都自殺総合対策計画）の取り組みについて ・住民アンケート調査について
令和5年6月21日(水)	第1回 奥多摩町いのち支える 自殺対策推進委員会	・任命について ・計画の策定スケジュールについて ・計画の策定及び進捗状況について ・国（自殺総合対策大綱）と都（東京都自殺総合対策計画）の取り組みについて ・住民アンケート調査について
令和5年7月1日（土） ～ 令和5年7月29日（土）	奥多摩町自殺対策に係る生活状況や心の健康等に関する住民アンケート調査	・町内在住の16歳以上の男女800人対象 ・観衆数322票、回収率40.3%
令和5年10月25日(水)	第2回 奥多摩町いのち支える 自殺対策推進委員会	・住民アンケート調査報告書について ・奥多摩町いのち支える自殺対策計画(第2期)（骨子案）について
令和5年10月31日(火)	第2回 奥多摩町いのち支える 自殺対策推進協議会	・住民アンケート調査報告書について ・奥多摩町いのち支える自殺対策計画(第2期)（骨子案）について
令和6年1月17日(水) ～ 令和6年1月26日(金)	パブリックコメントの実施	・意見件数 0件 ※町のホームページでの計画案の記載と閲覧、子ども家庭支援センター、奥多摩町本庁舎、奥多摩町保健福祉センターでの計画案の配置と閲覧
令和6年2月7日（水）	第3回 奥多摩町いのち支える 自殺対策推進委員会	・パブリックコメント実施結果について ・奥多摩町いのち支える自殺対策計画(第2期)（最終案）について ・奥多摩町いのち支える自殺対策計画(第2期) 概要版（案）について
令和6年2月14日(水)	第3回 奥多摩町いのち支える 自殺対策推進協議会	・パブリックコメント実施結果について ・奥多摩町いのち支える自殺対策計画(第2期)（最終案）について ・奥多摩町いのち支える自殺対策計画(第2期) 概要版（案）について

6. 自殺対策基本法

自殺対策基本法〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

奥多摩町いのち支える自殺対策計画（第２期）

～気づきあい 支えて守る 尊いいのち～

発 行：令和６年３月

発 行 者：奥多摩町 福祉保健課

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1111

奥多摩町保健福祉センター

電話：0428-83-2777

FAX：0428-83-2833



奥多摩町